平成２６年

≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪≪

清掃事業概要

≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫≫

本　編

福　井　市

目次

第１章　総説

１　福井市の概要

（１）自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

（２）社会条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第２章　ごみ減量・再資源化事業

１　福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・　7

（１）廃棄物等の処理の現状・・・・・・・・・・　8

（２）基本計画の方針・・・・・・・・・・・・・　10

（３）本市廃棄物を取り巻く課題・・・・・・・　10

（４）基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

（５）基本計画理念・・・・・・・・・・・・・・　11

（６）取組の方向性・・・・・・・・・・・・・・　12

（７）具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・　13

（８）進捗管理指標及び達成水準・・・・・・・　14

２　ごみの削減、資源化・・・・・・・・・・・・　15

（１）資源物・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

（２）資源回収拠点事業・・・・・・・・・・・・　17

（３）生ごみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

（４）意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

（５）事業系ごみ対策・・・・・・・・・・・・・　19

（６）指定ごみ袋・・・・・・・・・・・・・・・・　21

第３章　ごみ処理事業

１　ごみの収集・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

（１）家庭系ごみ収集・・・・・・・・・・・・・　26

（２）事業系ごみ収集・・・・・・・・・・・・・　26

２　ごみの処理・・・・・・・・・・・・・・・・・　28

（１）ごみ処理実績の推移・・・・・・・・・・　28

（２）燃やせるごみの処理実績・・・・・・・・　29

（３）燃やせないごみの処理実績・・・・・・・　30

（４）ごみ処理の体系・・・・・・・・・・・・・　31

（５）ごみ処理経費・・・・・・・・・・・・・・　32

３　ごみ質の分析・・・・・・・・・・・・・・・・　33

４　美しいまちづくりのために・・・・・・・・　34

（１）空き地等の清潔保持・・・・・・・・・・　34

（２）都市環境の美化・・・・・・・・・・・・・　35

（３）動物（犬・猫等）死体処理・・・・・・・　36

（４）不法投棄対策・・・・・・・・・・・・・・　36

（５）野外焼却の指導・・・・・・・・・・・・・　36

第４章　組織・人員・施設等

１　事業推進体制

（１）環境事務所機構・・・・・・・・・・・・・　39

（２）事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・　40

（３）職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・　41

（４）車両配置・・・・・・・・・・・・・・・・・　41

（５）清掃関係予算・・・・・・・・・・・・・・　42

（６）処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・　43

第５章　関係資料

１　一般廃棄物の収集処理手数料・・・・・・・　47

（１）粗大ごみ以外の一般廃棄物・・・・・・・　47

（２）粗大ごみ・・・・・・・・・・・・・・・・・　48

２　収集運搬業者・・・・・・・・・・・・・・・　49

（１）委託業者・・・・・・・・・・・・・・・・・　49

（２）許可業者・・・・・・・・・・・・・・・・・　49

３　清掃関係の法令及び例規・・・・・・・・・　52

４　廃棄物の分類・・・・・・・・・・・・・・・　53

５　一般廃棄物処理実施計画・・・・・・・・・　55

６　清掃行政の歩み・・・・・・・・・・・・・・　63

第１章

総　　説

１．福井市の概要

（１）　自然条件（位置と地勢）

福井市は、福井県の県都で、県の北部、福井平野の中央に位置しています。

市の西方は国見岳を隔てて日本海に面し、海岸線は岩石美で名高い越前加賀海岸国定公園となっています。北方には坂井平野がひらけ、坂井市と隣接しています。東方には吉野岳を越えて永平寺町や勝山市、大野市などの奥越山地に連なり、南方は鯖江市・越前町などに隣接しています。

市内には九頭竜川、足羽川、日野川の三大河川が流れています。

（2）社会条件（世帯の推移）※外国人を含む

（各年10月１日現在）

年　次	世帯数（世帯）	人　口（人）			面　積（㎢）	1世帯あたりの人口（人/世帯）	備　考
		総 数	男	女			
46年	56,200	217,708	105,180	112,528	339.24	3.87	足羽町合併（14,858人）
50年	61,933	230,560	111,711	118,849	339.22	3.72	
60年	72,079	249,155	120,938	128,217	340.31	3.46	
平成3年	77,096	253,655	122,904	130,751	340.60	3.29	朝日町との境界確定
8年	81,224	254,920	123,782	131,138	〃	3.14	
13年	84,771	254,019	123,112	130,907	〃	3.00	
17年	87,416	254,021	122,693	131,328	〃	2.91	
18年	93,538	271,417	131,088	140,329	536.17	2.90	美山・越廼・清水と合併
19年	94,178	270,977	130,834	140,143	〃	2.88	
20年	94,986	270,642	130,623	140,019	〃	2.85	
21年	95,600	269,879	130,240	139,639	〃	2.82	
22年	96,149	269,230	129,907	139,323	536.19	2.80	公有水面埋立
23年	97,023	268,982	129,831	139,151	〃	2.77	
24年	97,650	268,470	129,661	138,809	〃	2.75	
25年	98,506	267,904	129,409	138,495	〃	2.72	
26年4月	98,721	266,836	128,821	138,015	〃	2.70	

（資料：福井市統計書）

第２章

ごみ減量・
再資源化事業

１．福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画

この福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第６条に基づき策定したものである。また、本計画は、国の環境基本計画や循環型社会形成推進基本計画、福井県廃棄物処理計画、及び福井市総合計画や福井市環境基本計画と整合を図ることで、本市のごみ処理の方向性を定める基本方針となるものである。

○資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

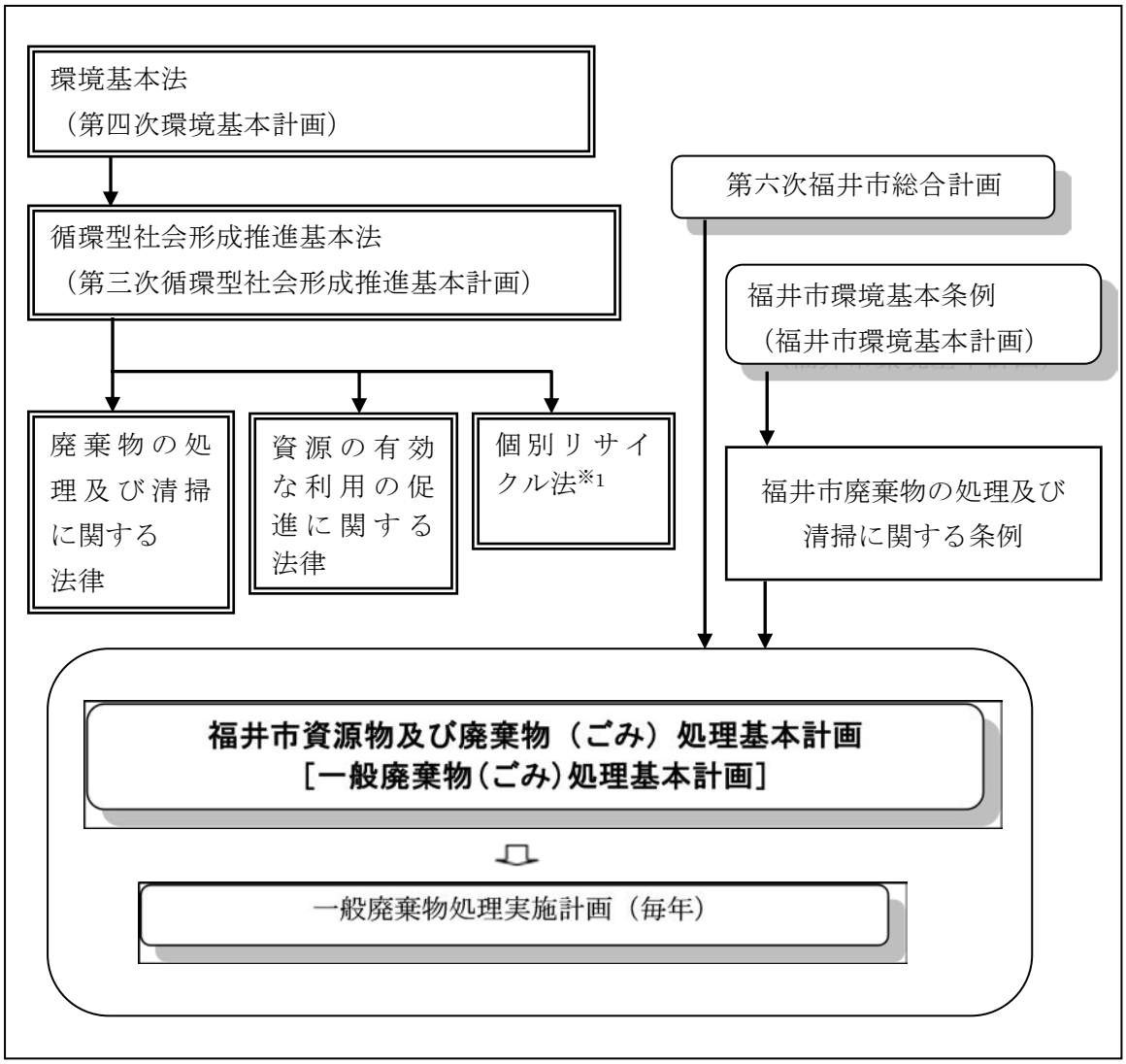

※１　個別リサイクル法（略称）：容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法

（１）廃棄物等の処理の現状

平成 20 年度以降の四区分別（燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、集団資源回収等）排出量は、平成 22 年度に総排出量が 99,878 トンと最少となり、平成 23 年度　101,934 トン、平成 24 年度　101,311 トンと増加し、平成 25 年度は 99,292 トンに減少した。区分別では、「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」は、平成 22 年度　87,419 トンと最少となったが、平成 23 年度、24 年度と増加し、平成 24 年度は、88,724 トンとなったが、平成 25 年度は 88,107 トンに減少した。「資源物」及び「集団資源回収等」の排出量は、平成 20 年度の 12,091 トンと比較して微増し、平成 24 年度は　12,587 トンとなったが、平成 25 年度は 11,185 トンとなり大きく減少した。また、排出量原単位（市民１人１日当たりのごみ排出量）は、平成 21 年度の 943 グラムから 15 グラム増加し、平成 24 年度は 958 グラムとなった。平成 24 年度から平成 25 年度にかけては５ｇ減少し、953 グラムとなったが、最近５年間は増加傾向である。

○四区分別廃棄物等の排出量の推移

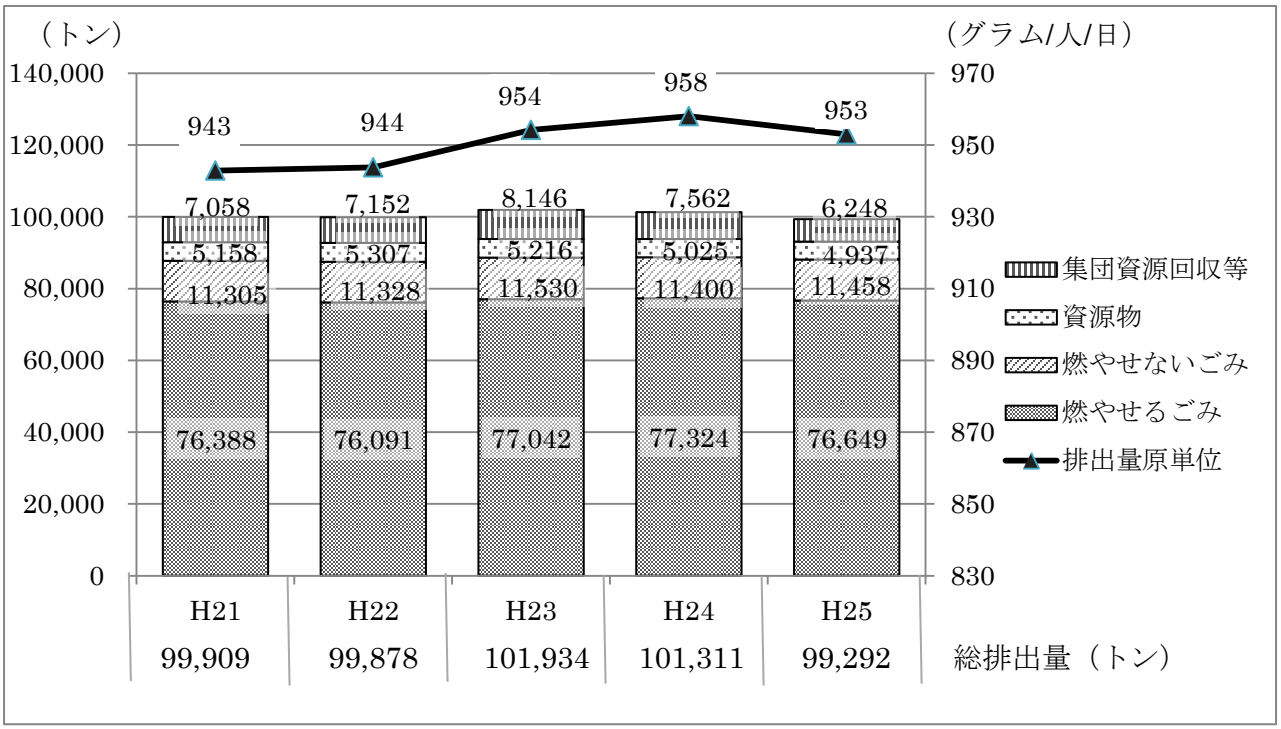

平成 24 年度に行った家庭系廃棄物の排出物調査の結果（※2）によると、燃やせるごみについては、食品廃棄物が 41.2%と最も多く、次に「リサイクル可能な古紙」27.7%、「リサイクル不可能な古紙」15.2%で、この３種類で約 85%を占めていた。また、「資源物」である「プラスチック製容器包装」が 4.7%含まれていたことから、「リサイクル可能な古紙」と合わせ、「燃やせるごみ」の中に「資源物」が３割強含まれていた。一方、「燃やせないごみ」については、「金属・ガラス・陶器類」が 28.0%と最も多く、次に「プラスチック製容器包装（汚れなし）」16.5%、「プラスチック製品」13.6%、以下、「びん」、「プラスチック製容器包装（汚れあり）」、「燃やせるごみ」の順となった。また、「燃やせるごみ」同様、「資源物」である「プラスチック製容器包装」、「びん」、「缶」、「ペットボトル」が 42%含まれる一方、「燃やせるごみ」も 10%含まれていた。さらに、事業系指定袋ではなく家庭系指定袋で排出されたと思われる事業所ごみが見受けられた。この調査結果をもとに、家庭系廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ）に占める資源物の排出量を推計すると、「燃やせるごみ」（45,672 トン）に約 15,000 トン、「燃やせないごみ」（9,072 トン）に約 4,000 トン含まれているものと思われる。

※２　ごみステーションに排出された「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」の中から、地域を考慮し、各 100 袋を抜き出し、ごみの排出種類別に調査を実施。

○家庭系廃棄物排出物調査

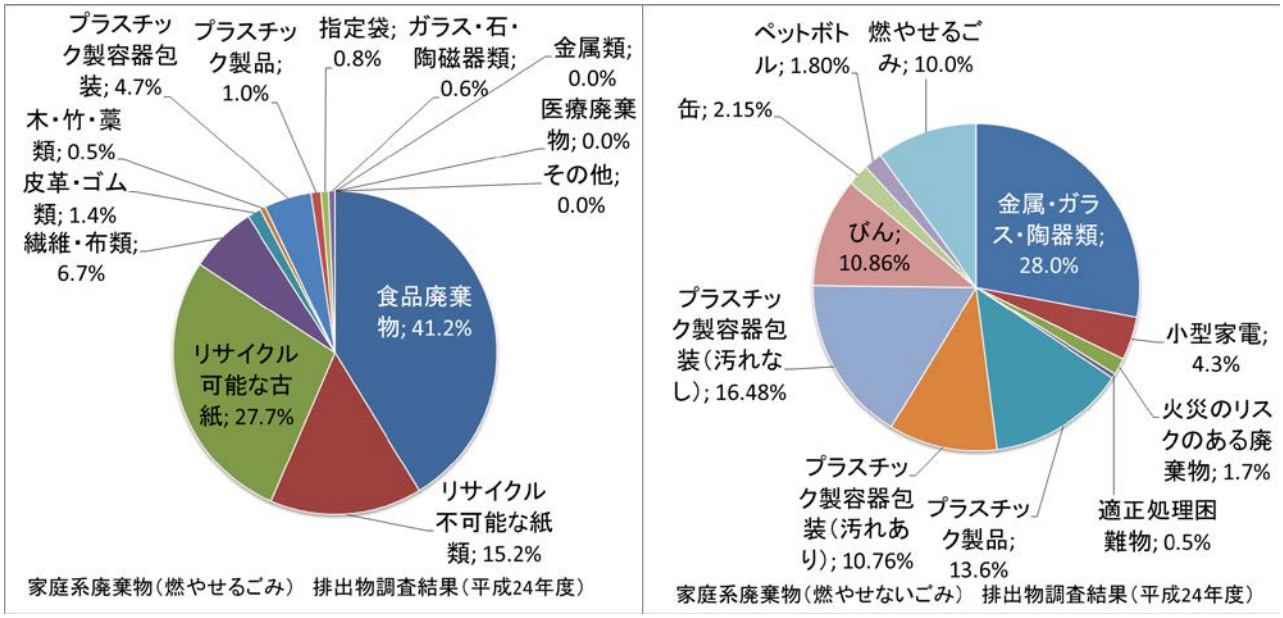

（２）基本計画の方針

「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」の排出量が減少しないことから、現在は行政が主体となって取組んでいる収集後の再生利用【リサイクル】の取組みに加え、今後は市民や事業者が自らごみとなるものの発生抑制【リデュース】の取組みや、不要になったものを必要としている人に譲りあうなどの再使用【リユース】の取組みを行うことにより廃棄物の発生を抑制し、ごみとして処分する量の削減を図る。さらに、本市においても本年４月より、小型家電リサイクル法対象品目の回収に取組んでいるところで、我が国の資源の流れにおいては、今後、廃棄物を新たな国内資源として捉えることが必要となっていることから、今後こうした回収の取組みの拡大を図っていく。

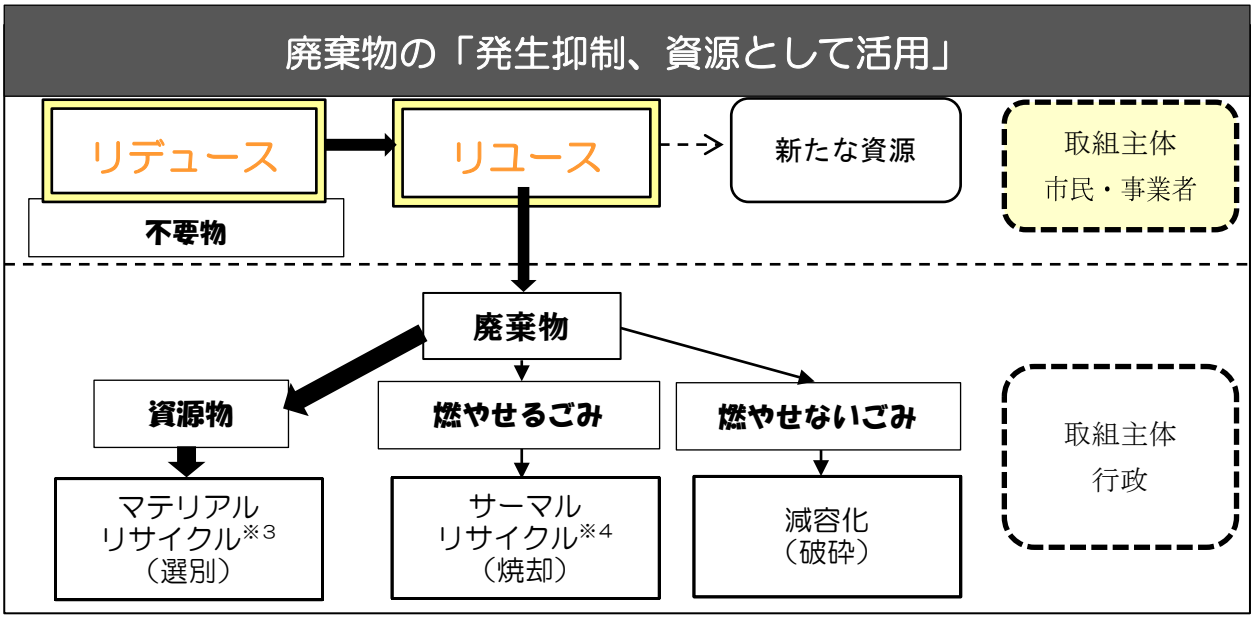

※３　ごみを原料として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことをさす。

※４　ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用すること。

（３）本市廃棄物を取り巻く課題

・区域により異なる処理体制・分別品目の検討

・家庭系廃棄物の分別徹底と減量化

・事業系一般廃棄物の減量化・資源化

・ごみ処理手数料の見直しの検討

・新たな廃棄物処理施設整備の検討

（４）基本目標

本計画の進捗状況を把握するため、基本目標及び進捗管理指標を設定する。また、本計画の期間を、前期（平成２６年度から平成３０年度）、中期（平成３１年度から平成３５年度）及び後期（平成３６年度から平成４０年度）に分け、期毎に取組みを検討することとし、数値については各期の進捗を踏まえ見直しを行う。

ごみ処理については、ごみの発生量が大きく影響することから、本計画の基本目標を、

「市民１人１日あたりの廃棄物（ごみ）排出量」

とする。

市民１人１日あたりの廃棄物（ごみ）排出量

９５８グラム　→　９００グラム（６％減量）

（平成 24 年度）　　（平成 30 年度目標）

（５）基本計画理念

第１節第２項の方向性の取組みを進めるため、市民や事業者が２Ｒ（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】）に主体的に取組めるよう、市は具体的な排出抑制のための取組みや、本市の廃棄物の現状を周知・広報するなどの支援に取組む。

また、２Ｒ（発生抑制、再使用）の取組みの後、家庭や事業所が分別排出する廃棄物については、「新たな資源（原料）」としてマテリアルリサイクル（材料リサイクル）することとし、マテリアルリサイクルが困難な廃棄物については、廃棄物発電の燃料としてサーマルリサイクル（熱回収）に取組むことで、廃棄物を資源として最大限活用することとし、本基本計画の理念（テーマ）を次のとおりとする。

「おとましい」を「行動」へ

※「おとましい」とは、福井弁で「もったいない」という意味。

（６）取組みの方向性

第２章第６節における課題を解決し、前節第１項で示した目標値の達成を図るため、次の７つの方向性による取組みを推進する。

① 市民が２Ｒに取組むための意識啓発及び排出知識の周知

市民が自ら、発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】に取組めるよう、積極的な情報発信や、わかりやすい広報・啓発を図る

また、環境美化地区推進員と連携しごみ減量の周知を図る。

② 資源物を分別排出できる機会の提供

市民が分別した資源物を、収集曜日に関係なく排出できるよう、資源物回収拠点の拡充を図る。

③ 事業者等が排出抑制に取組むための仕組みづくり

廃棄物を多量に排出する事業所が計画的に排出抑制に取組めるよう、排出計画書作成の支援を行うとともに、ごみ処理手数料の見直しについて検討を行う。

④ 許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制

事業所が、紙類等の資源物の排出抑制に取組めるよう、収集運搬許可事業者と連携した排出指導体制づくりを図る。

⑤ 市民団体や民間事業者等が取組む資源化の支援

廃棄物を新たな資源として活用に取組む市民団体や事業者を支援する。

⑥ 分別品目及び処理体制の統一に向けた検討

分別品目及び処理体制の統一を図れるよう、関係団体等との協議を行う。

⑦ 現有施設の維持管理と新たな処理施設等の検討

災害に強い処理体制、また処理廃棄物の更なる活用が図れるよう、新たな処理施設等の検討を行う。

（７）具体的な取組

	前期 （H26～H30）	中期 （H31～H35）	後期 （H36～H40）
①市民が2Rに取組むための意識啓発及び排出知識の周知			
■　地球環境の現状及び本市廃棄物の現状の広報	→	→	→
■　市民・事業者への啓発・働きかけの実施	→	→	→
■　家庭系廃棄物手数料の見直し	→		
②資源物を分別排出できる機会の提供			
■　回収拠点整備計画の作成	→	→	
■　古紙類の分別排出の推進	→	→	→
■　新たな分別区分の導入等の検討	→	→	→
③事業者等が排出抑制に取組むための仕組みづくり			
■　事業所の3R意識の醸成	→	→	→
■　事業系廃棄物手数料の見直し	→		
④許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制			
■　事業所排出情報の市への提供	→	→	→
■　許可事業者との連携による排出事業所指導	→	→	→
■　機密を含む古紙等処理の仕組みづくり	→		
■　事業系廃棄物手数料の見直し（再掲）	→		
⑤市民団体や民間事業者等が取組む資源化の支援			
■　新たな資源化に取組む市民団体や事業者等の支援制度の検討	→		
■　事業者の自主回収の場設置支援の検討	→		
⑥分別品目及び処理体制の統一に向けた検討			
■　現行分別区分、内容の整理	→		
■　本市処理体制の検討	→		
⑦現有施設の維持管理と新たな処理施設等の検討			
■　現有施設の維持管理	→	→	→
■　新たな焼却施設の検討	→	→	→
■　最終処分場設置の検討	→	→	

（８）進捗管理指標及び達成水準

この基本計画の確実な推進を図るため、進捗管理指標及び達成水準を設定する。なお、前期における重点取組としては、２Ｒの推進と、第１節第３項の組成における資源物についての分別排出の徹底に取組むこととする。

○進捗管理指標及び達成水準

管理指標	考え方	算出方法・項目	平成 24 年度 実績値	平成 25 年度 現状値	平成 30 年度 達成水準
①啓発説明会の開催地区数	市による啓発活動の普及状況	開催地区数	12 地区	21 地区	48 地区
②燃やせるごみの水分率	家庭ごみ等の水切り状況の把握	水分率	48.2%	48.4%	45%
③家庭系排出物調査における資源物の混入率	分別意識の把握	燃やせるごみへの資源物混入率	32.4%	29.7%	27%
		燃やせないごみへの資源物混入率	42.0%	24.4%	35%
④資源物回収拠点の数	マテリアルリサイクル推進状況	回収拠点数	民間：９か所 公共：１か所	民間：９か所 公共：６か所	15 カ所
⑤資源物の総量と資源化率	マテリアルリサイクルの状況	資源物総量	14,586 トン	13,120 トン	17,000 トン
⑥廃棄物処理計画書作成事業所数	事業所の３Ｒ取組み状況の把握	計画書作成事業所数	14 事業所	19 事業所	30 事業所
⑦最終処分量	リデュース等取組み状況の把握	市最終処分量	8,933 トン	8,657 トン	8,000 トン

２．ごみの削減、資源化

本市では、毎週水曜日を「資源物の日」とし、月１回の空きびん及び月２回の空き缶の収集に取り組んできた。

その後、容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルの収集、プラスチック製容器包装及びダンボール・紙製容器・紙パックの収集に取り組んでいる。また、平成２１年４月からプラスチック製容器包装の毎週収集、さらに、平成２２年７月から福井市全域で蛍光灯の収集を開始し、リサイクルを通じたごみ減量化の取組みにより資源化率の向上を目指している。

また、空き缶等の売却金については、売却金の一部を各自治会連合会が行っている環境活動の費用及び各自治会で管理しているごみステーションの維持管理費用などとして交付している。

しかし、近年、資源物の収集量が減少傾向となっている。そこで、市民の資源物排出の利便を高めるため、平成２５年３月より、民間事業者の協力を得、２か所の事業所に福井市資源回収拠点「わけるば」を設置し、資源物排出の機会を提供している。

（１） 資源物

≪資源物①≫ （単位:t）

区分＼年度			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
びん		福井市全域（月１回収集）	1,355	1,362	1,318	1,303	1,292
	白びん		572	568	542	562	547
	茶びん		494	509	475	456	458
	青びん		161	162	169	165	176
	黒びん		43	33	46	43	32
	生きびん		86	90	87	77	79
缶		福井市全域（月２回収集）	620	580	556	502	456
	スチール缶		337	312	291	259	229
	アルミ缶		284	268	266	243	227
ペットボトル		福井市全域（月1回収集）	291	309	285	266	264
プラスチック製容器包装		福井市全域（毎週1回収集）	1,548	1,716	1,759	1,797	1,816
ダンボール		福井市全域（月1回収集）	1,001	981	944	827	792
紙製容器		福井市全域（月1回収集）	258	270	247	231	215
紙パック		福井市全域（月1回収集）	19	18	17	15	13

≪資源物②≫ （単位:t）

区　分　＼　年　度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
新聞・雑誌	福井市全域(H23～)（収集資源センターでの拠点回収）	―	―	8	9	10
乾電池※1	福井市全域（月1回収集）	60	51	58	50	53
スプレー缶	福井市全域（月2回収集）	5	5	4	4	4
蛍光灯	福井市全域（2か月に1回収集）	※2 1	15	20	21	22

※1　ボタン型電池・充電電池の回収は行っていない。

※2　平成21年度まで越廼・清水区域のみ、行政回収を行っていた。

≪古紙等集団資源回収≫

資源のリサイクルおよびごみの減量化による処理経費の軽減を図るため、奨励金を交付することにより、市内の地域住民で組織する各種団体による新聞・雑誌類の集団回収活動を促している。

なお、奨励金は、前期（１月から６月まで実施分）・後期（７月から１２月まで実施分）の２回に分けて、収集量・実施回数に応じて交付している。

区分＼年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
新　聞（ｔ）	3,681	3,514	3,340	3,146	2,363
雑　誌（ｔ）	3,373	3,192	3,087	2,887	2,298
紙パック（ｔ）	4	3	3	3	3
合　計（ｔ）	7,058	6,709	6,430	6,036	4,664
団体登録数	306	309	309	309	309
奨励金（千円）	34,141	32,583	31,207	29,063	23,401

（２）　資源回収拠点事業

≪小売店における資源回収拠点事業≫

平成16年度にモデル事業として、市内小売店に資源回収拠点※としての回収箱を設置してもらい、プラスチック製容器包装及び紙製容器の回収に取り組んだ。

なお、小売店が設置した回収ボックス、看板及び保管庫の設置に要した費用の一部を補助し、平成17年度からは、回収ボックスに排出された資源物の収集を市が行うこととした。

※ 資源回収拠点：地区ごとの収集日まで待つことなく、いつでも誰もがプラスチック製容器包装等の資源物を分別排出できる場所として、回収ボックスを設置した小売店舗のこと。（スーパーなどの小売店が独自に取り組んでいた食品トレー、牛乳パックやペットボトルの回収ボックスを発展させたもの。）

〔平成２５年度資源回収拠点協力店〕

協力店舗名	所 在 地
ハーツ 羽水店	木田３丁目2802
Ａコープ 堀の宮店	堀の宮１丁目215
〃　やしろ店	渕２丁目1711
ハニー 麻生津店	今市町14-11-1
アル・プラザ　ベル	花堂南２丁目16-1
ハーツ 学園店	学園２丁目9-22
くみあいマーケット東郷店	東郷二ケ町34-27

〔回収時間〕
・店舗営業時間と同じ
〔回収品目〕
・プラスチック製容器包装

（ｋｇ）

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
回収量	32,217	33,563	35,629	34,428	35,157

≪民間事業所における資源回収拠点事業≫（名称：わけるば）

平成２５年３月より、㈱増田喜（福井営業所）・福井環境事業㈱二日市リサイクルセンターの２か所に資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

〔回収時間〕

・各事業所の営業時間と同じ

〔回収品目〕

・びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光灯、乾電池、古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本）

≪市有施設における資源回収拠点事業≫

平成23年4月1日より、収集資源センターに資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

〔回収時間〕
・ 収集資源センターの開設時間と同じ
〔回収品目〕
・ びん、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本）

回収実績 （ｋｇ）

年度 ＼品目	びん	缶	ペットボトル	蛍光灯	乾電池	古紙	合計
23年度	1,129	568	214	384	196	12,070	14,561
24年度	2,228	562	227	254	154	15,170	18,595
25年度	2,009	497	381	442	165	17,540	21,034

（３） 生ごみ

≪事業所から排出される生ごみの堆肥化≫

生ごみの資源化については、市内の業者に生ごみ処理専用車による中間処理を平成１４年度に許可し、当該事業者が市内の事業系生ごみの処理を行っている。

この生ごみ処理専用車により、市有施設（市立保育園、学校給食センター等）や民間事業所の食品残渣を年間約５００トン処理し、堆肥化している。

なお、処理した完熟堆肥についは、市内の農家で有機肥料として使用しており、地域リサイクルループが構築されている。

（ｔ）

区 分 ＼ 年 度			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市有施設	市立保育園	調理くず等	24.0	22.4	17.6	16.3	15.7
		食べ残し等	23.9	20.5	16.3	14.6	13.0
	ふれ愛園	調理くず等	2.6	1.9	1.6	1.5	1.7
		食べ残し等	5.6	4.9	4.7	4.2	4.6
	学校給食センター	調理くず等	65.2	58.3	64.3	65.2	64.9
		食べ残し等	75.7	61.4	56.3	44.1	42.9
	単独給食校	調理くず等	69.6	68.5	63.1	63.2	63.4
		食べ残し等	27.2	23.0	20.4	18.7	18.7
	小計	調理くず等	161.4	151.1	146.6	146.2	145.7
		食べ残し等	132.4	109.8	97.7	81.6	79.2
民間事業所		調理くず等	140.7	126.9	119.2	124.5	125.9
		食べ残し等	39.4	107.9	123.2	155.1	188.3
合計			473.9	495.7	486.7	507.4	539.1

（４） 意識啓発

≪普及啓発事業≫

ごみの正しい分別及び排出をしてもらうため、各地区の公民館等に職員が出向き、分別説明会を開催している。

また、ごみの出し方を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、随時、配布している。

分別説明会の開催状況　　（回）

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
開催回数	60	54	19	26	24

そのほか、キャラクターヒーローに扮した「リサイクル戦隊 ワケルンジャー」のＤＶＤの作成など、子供からお年寄りまで各年齢層に対し、正しいごみ分別の啓発に努めている。

≪まだまだ使えますコーナー≫

ごみとして出された粗大ごみの中には、そのまま十分使えるものや、少し手を加えれば再利用可能なものが数多く含まれていることから、昭和５７年６月から取り組んでいる「環境月間」の行事として、「物の大切さ、有効再利用の必要性」を啓蒙するため、これらのものを展示するとともに、抽選により無料で贈呈した。

さらに、平成１３年度からは「福井市環境展」における展示コーナーの一部として「まだまだ使えますコーナー」を設け、環境問題に関する啓発パネル等の展示と併せ、物の大切さ等の啓発に取り組んでいる。

（５） 事業系ごみ対策

≪ふくい優エコ事業所≫

福井市内で事業系一般廃棄物の削減等に取り組む事業所を「ふくい〇優エコ事業所」として認定し、その活動を広く他の事業所へ広報することにより、ごみ削減の取り組みを推進している。

・平成２４年１２月に募集を開始、平成２６年７月時点で合計１０事業所を認定。

認定事業所

事業所名	認定期間
株式会社清水勉商店	平成25年4月1日～平成27年3月31日
福井環境事業株式会社　本社	平成25年4月1日～平成27年3月31日
福井環境事業株式会社　二日市リサイクルセンター	平成25年4月1日～平成27年3月31日
清水紙料株式会社	平成25年4月1日～平成27年3月31日
株式会社増田喜	平成25年4月1日～平成27年3月31日
株式会社クリンマスター	平成25年4月1日～平成27年3月31日
有限会社藤井商店	平成25年4月1日～平成27年3月31日
西端ブロー工業株式会社	平成25年12月1日～平成27年11月30日
株式会社北陸環境サービス	平成25年12月13日～平成27年12月12日
池田金属株式会社	平成26年6月28日～平成28年6月27日

≪多量排出事業所に対する事業系一般廃棄物の削減等に関する指導≫

平成２４年度より、一般廃棄物の排出抑制及び適正処理を図り、もって事業系一般廃棄物の削減・リサイクル推進を図るため、概ね100トン以上排出すると認められ、かつ、市長が別に認定した事業所を対象として、「一般廃棄物の削減等に関する実績報告及び計画書」の提出をお願いしている。

（６）指定ごみ袋

ごみ減量化と分別排出の徹底および限りある資源を有効に活用するため、市指定ごみ袋として所定のごみ袋を作成し、平成９年４月１日から完全実施した。また、平成１６年４月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を開始したことに合わせ、家庭でのごみを分別しやすくすることを目的として、「色別指定ごみ袋」の販売を開始したが、分別排出が定着し、当初の目的を概ね達成したことから、平成２５年度に青・オレンジ色印刷の家庭用ごみ袋の生産を中止した。

資源物（空き缶、ペットボトル）については、分別排出の促進と処理負担の軽減を図るために、透明又は半透明の袋を用いて排出することもできることとしている。

事業系一般廃棄物については、事業所用指定袋を利用し、ごみステーションの管理者（自治会等）の同意のうえで、１カ月２５０㎏（５０袋以内）以下に限り排出できる。

	種類	印刷色	指定袋に入れるごみ	サイズ
色別指定ごみ袋	家庭用	緑	燃やせるごみ	大・中・小
			燃やせないごみ	
			プラスチック製容器包装	
	事業所用	赤	燃やせるごみ	大
			燃やせないごみ	
			プラスチック製容器包装	

※１　燃やせないごみ（青）及びプラスチック製容器包装（オレンジ色）排出専用の指定袋は、平成２５年度に生産中止。

■指定袋の規格

項目	仕様内容
材質	高密度ポリエチレン
種類・透明度	透 明 度　半透明 寸　　法　大…　厚さ　0.03㎜　縦　800㎜　横　650㎜ 中…　厚さ　0.03㎜　縦　700㎜　横　650㎜ 小…　厚さ　0.03㎜　縦　550㎜　横　300㎜/400㎜

第３章

ごみ処理事業

１．ごみの収集

（１）　家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物（ごみ）については、粗大ごみ等を除き原則として指定ごみ袋により、分別排出することとしている。

なお、分別については、下表のとおりである。また、平成２３年４月から、ライターは、中身を完全に使い切り、燃やせないごみの収集日に、燃やせないごみとは別に透明または半透明の袋に入れて出すように変更している。

■ 福井･美山区域　　**（平成26年4月1日現在）**

区　　分		収　集　回　数	収　集　方　法
燃やせるごみ		週２回（一部、週６回）	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月２回（第１，３又は第２，４の指定曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週１回（指定曜日）	
	缶	月２回（指定の水曜日）	
	びん	月１回（指定の水曜日）	
		※美山区域は、１月、２月の収集はなし	
	ペットボトル	月１回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック		
	乾電池	月１回（指定の水曜日）	
		※美山区域は、１月、２月の収集はなし	
	スプレー缶	月２回（第１，３又は第２，４の指定曜日）	
	蛍光灯	年６回（奇数月又は偶数月の指定水曜日）	
		※美山区域は、１月の収集はなし	
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第２日曜日）	

■ 越廼･清水区域　　**（平成26年4月1日現在）**

区　　分		収　集　回　数	収　集　方　法
燃やせるごみ		週２回（火・金曜日）	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月２回（第２、４の木曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週１回（月曜日）	
	缶	月２回（第１、３の水曜日）	
	びん・ペットボトル	月１回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック	月１回（第３の水曜日）	
	乾電池	月１回（指定の水曜日）	
	スプレー缶	月２回（第２、４の木曜日）	
	蛍光灯	月１回（第４木曜日）	
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第２日曜日）	

（2）事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、ほとんどの事業系ごみは許可業者によって収集されている。

しかしながら、月に５０袋以内（約２５０kg）の少量排出事業者の便宜を図るため、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業所用指定袋を使用して排出することができることとしている。

■家庭系ごみ・事業系ごみ別排出状況

		21	22	23	24	25
家庭系ごみ	燃やせるごみ	45,358t	44,623t	45,384t	45,672t	44,861t
	燃やせないごみ	8,813t	8,927t	9,096t	9,072t	9,102t
小　計　（①）		54,171t	53,550t	54,480t	54,744t	53,963t
事業系ごみ	燃やせるごみ	31,030t	31,468t	31,658t	31,652t	31,788t
	燃やせないごみ	2,492t	2,401t	2,434t	2,328t	2,356t
小　計　（②）		33,522t	33,869t	34,092t	33,980t	34,144t
合　計（①＋②）		87,693t	87,419t	88,572t	88,724t	88,107t

（3）ごみ収集状況

■収集主体別　　（平成26年4月1日現在）

収集主体	分　　別		世帯数（世帯）	人口（人）	比率
直　営	燃やせるごみ	10班	30,963	83,500	31.3%
	資源物（缶）	8班	64,433	174,547	65.4%
委　託	燃やせるごみ	19班	67,758	183,336	68.7%
	資源物（缶）	7班	34,288	92,289	34.6%
	燃やせないごみ	16班	98,721	266,836	100%
	プラスチック製容器包装	16班			
	資源物　（びん）	16班			
	〃　（ペットボトル）	14班			
	〃　（蛍光灯）	6班			
	〃　（ダンボール・紙製容器・紙パック）	21班			

■収集回数別　　（平成26年4月1日現在）

収集回数		世帯数（世帯）	比率	人口（人）	比率
福井区域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん（毎月1回）・缶（毎月2回）・ペットボトル（毎月1回）・プラスチック製容器包装（週1回）・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月1回）・乾電池（毎月1回）・スプレー缶（毎月2回）・蛍光灯（2か月に1回）】	92,842	94.04%	249,561	93.53%
福井区域	○燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物【週1回】（中平、足羽上、小山谷）	7	0.01%	13	0.00%
福井区域	○ 燃やせるごみ【週6回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん（毎月1回）・缶（毎月2回）・ペットボトル（毎月1回）・プラスチック製容器包装（週1回）・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月1回）・乾電池（毎月1回）・スプレー缶（毎月2回）・蛍光灯（2か月に1回）】	579	0.59%	1260	0.47%
福井区域	臨時収集地区（足谷、奥平、清水平、猫瀬、東平、宮郷）	12	0.01%	20	0.01%
福井区域	小　計	93,440	94.65%	250,854	94.01%
美山区域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん（毎月1回）・缶（毎月2回）・ペットボトル（毎月1回）・プラスチック製容器包装（週1回）・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月1回）・乾電池(毎月1回)・スプレー缶（毎月2回・蛍光灯（2か月に1回）】	1,427	1.45%	4,474	1.68%
越廼区域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん（毎月1回）・缶（毎月2回）・ペットボトル（毎月1回）・プラスチック製容器包装（週1回）・ダンボール・紙製容器・紙パック（毎月1回）・乾電池（毎月1回）・スプレー缶(毎月2回)・蛍光灯（月1回）】	596	0.60%	1,437	0.54%
清水区域		3,258	3.30%	10,071	3.77%
合　計		98,721	100%	266,836	100%

2. ごみの処理

（１）ごみ処理実績の推移

■ ごみ処理量の推移

分別の種類			排出量（ｔ）					構成比（%）［H25］	前年度比（%）
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
再資源化	①資源物	びん	1,355	1,362	1,318	1,303	1,292	－	△ 0.8 %
		缶	620	580	556	502	456	－	△ 9.2 %
		ペットボトル	291	309	285	266	264	－	△ 0.8 %
		プラスチック製容器包装	1,548	1,716	1,759	1,797	1,816	－	1.1 %
		ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ・紙製容器	1,259	1,251	1,191	1,058	1,007	－	△ 4.8 %
		紙パック	19	18	17	15	13	－	△ 13.3 %
		新聞紙・雑誌	－	－	8	9	10	－	11.1 %
		乾電池	60	51	58	50	53	－	6.0 %
		スプレー缶	5	5	4	4	4	－	0.0 %
		蛍光灯	1	15	20	21	22	－	4.8 %
			5,158	5,307	5,216	5,025	4,937	4.9%	△ 1.8 %
	②処理過程における資源化物		2,194	2,182	2,009	1,999	1,935	－	△ 3.2 %
	③古紙等集団資源回収		7,058	6,709	6,430	6,036	4,664	4.7%	△ 22.7 %
	④古紙等店頭回収		－	443	1,716	1,526	1,584	1.6%	3.8 %
	再資源化合計（①＋②＋③＋④）		14,410	14,641	15,371	14,586	13,120	－	△ 10.1 %
焼却・破砕等	⑤燃やせるごみ	家庭系	45,358	44,623	45,384	45,672	44,861	45.2%	△ 1.8 %
		事業系	31,030	31,468	31,658	31,652	31,788	32.0%	0.4 %
	⑥燃やせないごみ	家庭系	8,813	8,927	9,096	9,072	9,102	9.2%	0.3 %
		事業系	2,492	2,401	2,434	2,328	2,356	2.4%	1.2 %
	小計（⑤＋⑥）		87,693	87,419	88,572	88,724	88,107	－	△ 0.7 %
収集・持込量（①＋⑤＋⑥）			92,851	92,726	93,788	93,749	93,044	－	△ 0.8 %
総排出量（①＋③＋④＋⑤＋⑥）			99,909	99,878	101,934	101,311	99,292	100.0%	△ 2.0 %
リサイクル率			14.4%	14.7%	15.1%	14.4%	13.2%		

■ １人一日あたりのごみの量

分別の種類	排出量（ｇ）					前年度比（%）
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
１人一日あたりのごみの量 *1	943	944	954	958	953	△ 0.5 %
１人一日あたりの総排出ごみの量*2	1,015	1,017	1,037	1,035	1,017	△ 1.7 %
家庭から出る１人一日あたりの総排出ごみの量*3	673	671	690	688	687	△ 0.1 %

※基準人口は各年度４月１日現在

*1 （資源物＋燃やせるごみ＋燃やせないごみ）／人・日
*2 （資源物＋古紙等集団資源回収＋燃やせるごみ＋燃やせないごみ）／人・日
*3 （資源物＋古紙等集団資源回収＋燃やせるごみ(家庭系)＋燃やせないごみ(家庭系)）／人・日

（２） 燃やせるごみの処理実績

■ 福井市クリーンセンターへの持込量実績及び処理状況 ≪福井･美山区域≫ （t）

区分＼年度		21	22	23	24	25
直営収集		14,120	13,860	14,133	14,185	13,871
委託収集		27,825	27,398	27,863	28,078	27,544
許可収集		28,376	28,488	28,646	28,642	28,955
持込	一般可燃	270	297	338	359	420
	粗大可燃	1,017	995	1,026	1,051	1,051
	事業可燃	874	815	736	732	623
	一般減免	152	120	119	112	104
	下水減免	71	65	59	59	54
	中央卸売市場シルバー人材センター持込	1,325	1,317	1,327	1,319	1,263
合計		**74,030**	**73,355**	**74,247**	**74,537**	**73,885**
処理内訳	焼却	73,156	69,192	73,524	71,606	70,604
	紙類 ※４	152	141	113	107	88
	再搬入 ※５	0	10	7	5	21
	未処理分※６	722	4,012	603	2,819	3,172

※４：紙類は、福井市古紙等リサイクル協同組合へ搬入
※５：再搬入は、広域圏清掃センターへ搬入
※６：未処理分は、年度中に処理せず、次年度へ持ち越した量。水分蒸発を含む。

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 ≪越廼・清水区域≫ （t）

区分＼年度		21	22	23	24	25
委託収集		1,881	1,871	1,943	1,914	1,868
許可収集 ※		－	702	668	670	657
持込	一般可燃	24	17	22	26	54
	事業可燃	446	141	157	176	182
	減免	7	5	5	1	5
合計		**2,358**	**2,736**	**2,795**	**2,787**	**2,766**

※ 平成２１年度までは持込（事業可燃）に含む

（３） 燃やせないごみの処理実績

■ 広域圏清掃センターへの持込量実績 ≪福井・美山区域≫ （t）

区分＼年度		21	22	23	24	25
委託収集		7,322	7,477	7,487	7,468	7,383
直営粗大		325	271	322	202	236
許可収集		1,970	1,928	1,929	1,817	1,810
持込	一般不燃	891	868	957	1,074	1,126
	事業不燃	422	385	417	418	456
	減免	51	36	37	39	30
合計		10,981	10,965	11,149	11,018	11,041
①燃やせないごみ		9,321	9,422	9,435	9,300	9,211
②燃やせない粗大ごみ		1,660	1,543	1,714	1,718	1,596

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 ≪越廼・清水区域≫ （t）

区分＼年度		21	22	23	24	25
委託収集		75	76	79	76	74
委託粗大		0	2	－	－	－
許可収集※		－	1	12	1	0
持込	一般不燃	199	233	251	252	282
	事業不燃	22	31	22	36	46
	減免	28	20	17	17	12
合計		324	363	381	382	414

※ 平成２１年度までは持込（事業可燃）に含む

（4） ごみ処理の体系

<table>
<tr><th>基本分類</th><th>区　域</th><th colspan="2">収集運搬</th><th colspan="2">処理方法</th><th>処分方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">燃やせるごみ</td><td>福　井</td><td>直営・委託</td><td rowspan="3">週２回</td><td rowspan="3">焼　却</td><td rowspan="2">クリーンセンター※７</td><td rowspan="3">焼却灰（埋立）
金属類（資源化）</td></tr>
<tr><td>美　山</td><td rowspan="2">委　託</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>鯖江クリーンセンター※８</td></tr>
<tr><td rowspan="2">燃やせないごみ</td><td>福井・美山</td><td rowspan="2">委　託</td><td rowspan="2">月２回</td><td rowspan="2">破　砕</td><td>清掃センター※９</td><td rowspan="2">焼却灰（埋立）
金属類（資源化）</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>プラスチック製
容器包装</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>週１回</td><td>分　別</td><td>委　託</td><td rowspan="12">資源化</td></tr>
<tr><td>びん</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>月１回</td><td>分　別</td><td>委　託</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>月１回</td><td>分　別</td><td>委　託</td></tr>
<tr><td>ダンボール・
紙製容器・
紙パック</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>月１回</td><td>分　別</td><td>委　託</td></tr>
<tr><td rowspan="3">缶</td><td>福　井</td><td>直営・委託</td><td rowspan="3">月２回</td><td rowspan="3">分　別</td><td rowspan="3">委　託</td></tr>
<tr><td>美　山</td><td rowspan="2">委　託</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td></tr>
<tr><td>乾電池</td><td>全　域</td><td>委　託</td><td>月１回</td><td>分　別</td><td>清掃センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スプレー缶</td><td>福井・美山</td><td rowspan="2">委　託</td><td rowspan="2">月２回</td><td rowspan="2">分　別</td><td>清掃センター</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td rowspan="3">蛍光灯</td><td>福　井</td><td rowspan="3">委　託</td><td>年６回</td><td rowspan="3">分　別</td><td rowspan="3">委　託</td></tr>
<tr><td>美　山</td><td>年５回</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>月１回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">粗大ごみ</td><td rowspan="2">福井・美山</td><td rowspan="3">自己搬入
申込収集</td><td rowspan="3">随　時</td><td>可燃（焼却）</td><td>クリーンセンター</td><td rowspan="3">焼却灰（埋立）
不燃物（埋立）
金属類（資源化）</td></tr>
<tr><td>不燃（破砕）</td><td rowspan="2">清掃センター</td></tr>
<tr><td>越廼・清水</td><td>可燃（焼却）
不燃（破砕）</td><td>鯖江クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>動物の死体</td><td>全　域</td><td>自己搬入
申込収集</td><td>随　時</td><td>焼　却</td><td>クリーンセンター</td><td>遺骨（埋立）</td></tr>
</table>

※７　クリーンセンター　　：福井市クリーンセンター
※８　鯖江クリーンセンター　：鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター
※９　清掃センター　　：福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター

（5） ごみ処理経費

■　１トンあたりの収集・処分経費　（円／ｔ）

区　分　＼　年　度			22	23	24	25
全体			23,160	22,437	22,593	22,682
	燃やせるごみ		18,984	18,871	18,656	18,449
		収集経費	7,085	6,995	6,858	6,863
		処分経費	11,899	11,876	11,798	11,586
	燃やせないごみ		32,890	29,107	32,984	32,823
		収集経費	5,333	5,237	8,346	8,223
		処分経費	27,557	23,870	24,638	24,600
	資源物		38,646	36,107	36,268	40,165
		収集経費	30,562	28,744	28,413	31,327
		処分経費	8,084	7,363	7,855	8,838

■　１人あたりの収集運搬・処分経費　（円／人）

区分＼年度		22	23	24	25
合計		8,593	8,516	8,537	8,419
	収集経費	3,696	3,718	3,718	3,676
	処分経費	4,897	4,798	4,819	4,743

■　１世帯あたりの収集運搬・処分経費　（円／世帯）

区分＼年度		22	23	24	25
合計		24,155	23,730	23,590	23,027
	収集経費	10,389	10,360	10,274	10,054
	処分経費	13,766	13,370	13,316	12,973

３． ごみ質の分析（福井市クリーンセンターにおける可燃性ごみの組成）

福井市クリーンセンターにおけるごみ質分析の結果は次のとおりとなっている。

■ 平均値（ドライベース） （%）

成分＼年度		21	22	23	24	25
可燃物	紙・セロハン	57.2	47.1	50.7	55.1	47.6
	木・竹・わら類	6.9	4.9	8.0	3.8	7.8
	繊維類	5.6	10.8	8.2	9.1	10.0
	厨芥類	7.8	7.5	7.5	8.1	7.4
	皮革・ゴム類	1.0	1.0	0.2	0.4	0.2
	雑物5㎜以上	6.9	10.3	7.9	7.9	7.8
	小計(%)	85.4	81.6	82.5	84.4	80.8
焼却不適物	ビニール・プラスチック類	10.2	11.5	11.1	11.4	13.3
	小計(%)	10.2	11.5	11.1	11.4	13.3
不燃物	ガラス・石類・陶磁器類	0.5	0.6	1.2	0.3	0.5
	金属類	0.3	0.6	1.0	0.7	0.8
	雑物5㎜以上	3.6	5.7	4.2	3.2	4.6
	小計(%)	4.4	6.9	6.4	4.2	5.9

■ 理化学的性状

項目＼年度	21	22	23	24	25
見かけ比重 (t/m^3)	0.21	0.19	0.20	0.18	0.18
水分 (%)	45.4	47.3	49.7	48.2	48.4
灰分 (%)	5.5	6.3	6.3	6.0	5.5
可燃分 (%)	49.1	46.4	44.0	45.8	46.1
推定低位発熱量(J／kg)	8,111	7,550	7,041	7,421	7,468
熱灼減量 (%)	0.1	0.5	0.4	0.4	0.3

４．美しいまちづくりのために

（１） あき地等の清潔保持

市街地を中心とするあき地等の清潔保持に関しては、法によりその所有者もしくは管理者が適切に行うこととなっているが、福井市では市民の迷惑を防止するため、福井市あき地等の清潔保持に関する条例 （昭和52年制定）に基づき、当該あき地等の草刈り等を実施するよう指導・勧告を行っている。また、自らが実施できない者（個人）に対しては、草刈り委託業者の紹介を行っている。

① 私有あき地（指導・勧告件数） （ 件 ）

年度	指　　導	処　　理		
	勧告	自己処理	未処理	処理割合
２３年度	116	104	12	89.7%
２４年度	139	126	13	90.6%
２５年度	147	128	19	87.1%

②公共等所有あき地

国、県、市およびその他の公共団体等所管のあき地（道路、河川、軌道敷地等を含む）等については、市民から通報があった場合、速やかに草刈り等を実施するよう要請している。

（２） 都市環境の美化

福井市では、都市環境の美化を図り市民の快適な生活を確保し、清潔で美しいまちをつくるため、**「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」**（平成８年12月25日）を制定した。

◆ 対象者及び責務

事業者　　容器に収納する飲料やタバコ又はチューインガムを製造する製造者並びにこれらの商品を販売する販売者を「事業者」とし、このうち、重点区域において、容器に収納した飲料を自動販売機により販売するものは、同条例施行規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

市民等　　福井市内に居住している人、勤務若しくは滞在者又は市内を通過する人は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器若しくは吸い殻入れ等に収納しなければならない。

◆ 区　　域　　福井市全域

○ポイ捨てはやめよう！
○ふんの始末は飼い主が、責任をもって処分しましょう。
○自動販売機には回収容器を設置しましょう。

重点区域

特に空き缶等の散乱及びふん害を防止する必要がある区域のことで、ＪＲ福井駅を含む駅周辺の区域が指定されている。

平成２４年３月１日からは、この区域を拡大し、面積を従来の52.8haから73.3haとした。

なお、この重点区域内で条例に規定する行為を行った人に対しては、市長が勧告命令を行い、罰金、過料を科すことができる。

周囲総延長　　5.2km

面　　積　　73.3ha

◎街頭啓発活動
重点区域内の福井駅周辺において、ポイ捨て防止を啓発する街頭活動を実施。
（H22.10月，H24.2月，H24.3月，H26.3月）

（３） 動物（犬・猫等）死体処理

飼い犬・飼い猫等の死体については、収集・処分を有料で行っている。
（自己搬入の場合･･･972円／体、申込収集の場合･･･1,620円／体）

また、路上、空き地等に放置された野良犬・猫等の死体については、収集資源センターが市民からの連絡を受け、委託業者に収集を依頼している。回収された死体は、福井市クリーンセンターの動物用焼却炉にて焼却処分する。

（ 単 位 ： 体 ）

区分＼年度	２１年度	２２年度	２３年度	２４年度	２５年度
収　集	1,839	1,689	1,556	1,518	1,529
持ち込み	519	492	514	496	420
保健所	349	384	202	272	144
鳥類他　※	1,391	1,513	1,193	1,491	1,161
合　計	4,098	4,078	3,465	3,777	3,254

※市による有害鳥獣駆除

（４） 不法投棄対策

山間部や高速道路脇など、通常人の目が届き難い所に対し、不法投棄防止パトロールを行っている。また、平成２３年７月より、不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄があった場合に行為者を特定することを目的として、山間部の道路沿い、山林、河川敷などで不法投棄が多発している場所、既に不法投棄が発生し、更に拡大するおそれがある場所、又は行政による常時監視が困難であり、かつ地域住民による監視の目が行き届かない場所などに監視カメラを設置している。

（箇所）

年度	２３年度	２４年度	２５年度
設置箇所数	6	8	8

（５） 野外焼却の指導

野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第１６条の２により、原則禁止されていることから、職員によるパトロールを行い、野外焼却の防止に向けた啓発に努めている。また、野外焼却の通報を受けた場合、職員が現場に行き直接指導を行っている。

（件）

年　度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
通報	35	31	47	29	32
指導	17	22	38	20	17
パトロール中の指導	18	4	2	0	0

第４章

組織・人員・施設等

１．環境事務所機構
（清掃業務関係）

（平成26年4月1日現在）

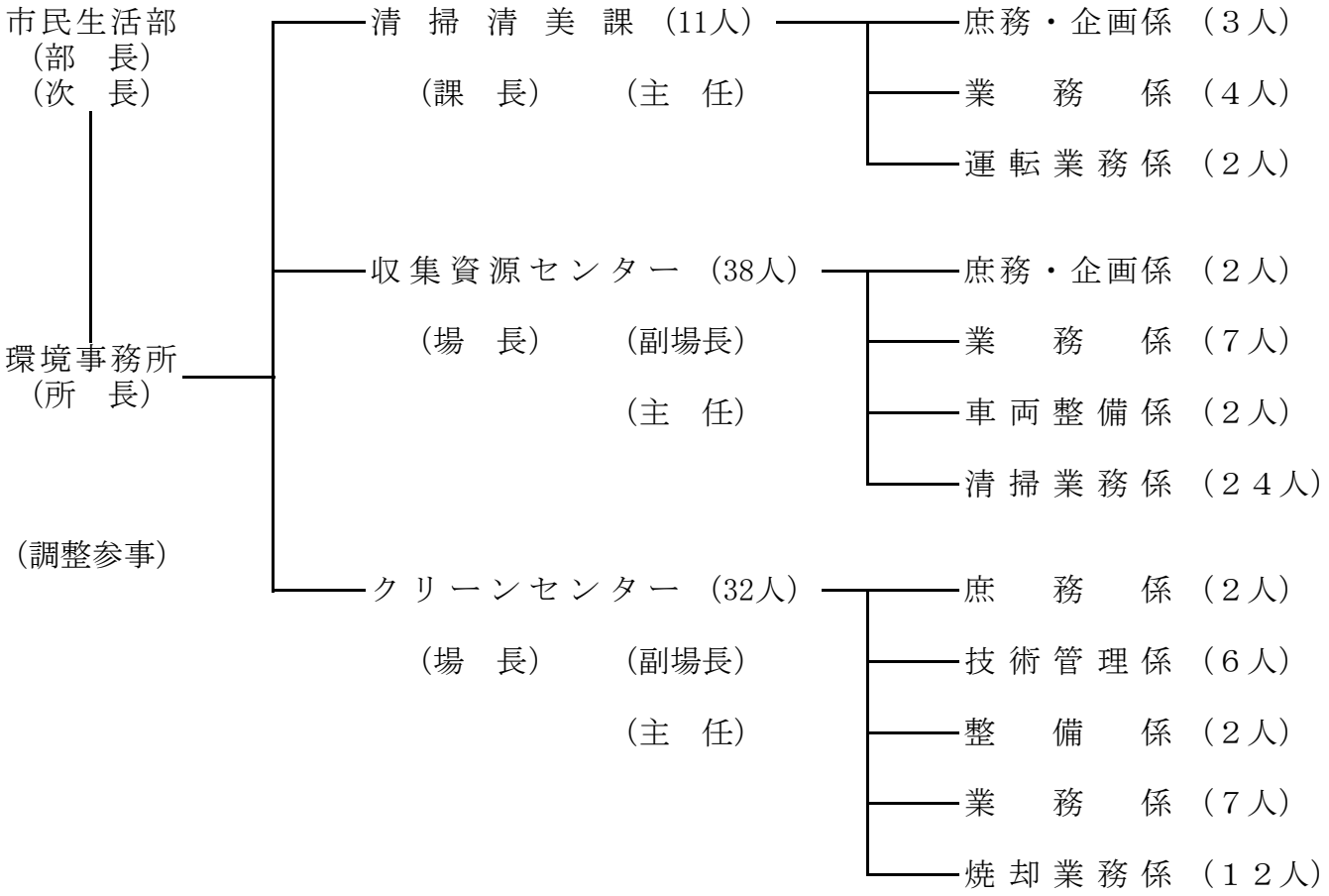

２．事務分掌

■清掃清美課

（１）　一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の減量及び資源化に係る企画並びに適正処理に関すること。

（２）　一般廃棄物の適正処理及び減量の啓発及び広報に関すること。

（３）　一般廃棄物の収集運搬業及び処分業に係る許可等に関すること。

（４）　一般廃棄物の収集運搬及び資源化に係る委託業者に関すること。

（５）　福井坂井地区広域市町村圏事務組合（清掃事業に関することに限る。）及び鯖江広域衛生施設組合に関すること。

（６）　地域の清掃保持に関すること。

■ 収集資源センター

（１）　一般廃棄物の収集運搬に関すること。

（２）　資源物に関すること。

（３）　一般廃棄物処理手数料に関すること。

（４）　施設の管理に関すること。

■クリーンセンター

（１）　一般廃棄物の焼却及び処分に関すること。

（２）　一般廃棄物処理手数料に関すること。

（３）　余熱の供給に関すること。

（４）　旧東山センター集水池の管理に関すること。

（５）　施設の管理に関すること。

（６）　環境分析に関すること。

（７）　地元協定に係る公害防止協定に関すること。

３．職員配置

（平成26年4月1日現在）

区分		清掃業務（人）									合計（人）		
		清掃清美課			収集資源センター			クリーンセンター					
補職	役職	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
副理事	所長	1		1							1		1
参事	課長	1		1							1		1
	場長				1		1	1		1	2		2
副参事	副場長				1		1	1		1	2		2
主幹	主任	1		1	1		1	1		1	3		3
	主幹	2	1	3	6		6	10	2	12	18	3	21
副主幹					14	1	15	13		13	27	1	28
主査		3		3	9		9				12		12
主事		1		1		1	1				1	1	2
技師								1		1	1		1
運転技師		2		2	1		1	1		1	4		4
環境技師					3		3				3		3
電気技師								1		1	1		1
施設技師									1	1		1	1
合計		11	1	12	36	2	38	29	3	32	76	6	82

４．車両配置

（平成26年4月1日現在）

用途	車両	清掃清美課	収集資源センター	クリーンセンター	合計
定期収集用	機械車		10		10
予備再搬用	〃		11	2	13
粗大ごみ運搬	コンテナ車		2		2
臨時ごみ用	小型トラック		4		4
パトロール用	乗用車	1	1	1	3
	軽ワゴン車	1			1
	軽トラック		1	1	2
業務連絡用	ジープ		1		1
	軽ワゴン車			1	1
処理処分用	タイヤショベル		1	1	2
	フォークリフト		2	1	3
	箱型ダンプ			1	1
合計		2	33	8	43

５．清掃関係予算

（平成26年4月1日現在）

■ 清 掃 総 務 費

（千円）

区分＼年度	22	23	24	25	26
人件費	654,338	640,437	638,675	655,469	647,110
報償費	2,126	2,126	2,215	2,200	2,196
旅費	254	329	286	290	314
需用費	5,963	5,768	5,501	5,046	5,299
役務費	374	385	793	580	551
委託料	681	681	79	79	87
使用料及び賃借料	1,230	861	2,191	2,061	2,040
備品購入費	—	330	—	—	—
負担金補助及び交付金	475	438	452	374	359
公課費	—	8	—	—	—
計	665,441	651,363	650,192	666,099	657,956

■ 塵 芥 処 理 費

（千円）

区分＼年度	22	23	24	25	26
賃金	26,867	26,710	28,205	26,100	22,765
報償費	—	323	202	—	—
旅費	132	44	302	302	299
需用費	135,378	132,158	132,011	125,033	124,991
役務費	3,309	2,975	3,559	2,511	2,851
委託費	1,254,707	1,261,646	1,271,144	1,251,524	1,282,149
使用料及び賃借料	2,273	2,315	1,604	1,604	1,613
工事請負費	182,812	168,400	934,242	1,043,242	1,040,942
原材料費	6,472	5,800	5,834	4,934	5,018
備品購入費	14,851	14,675	13,671	48,939	1,264
負担金補助及び交付金	745,130	628,502	610,205	636,897	528,363
公課費	5,121	5,229	5,228	4,922	4,424
計	2,377,052	2,248,777	3,006,207	3,146,008	3,014,679

６．処理施設

福井市のごみ処理は、福井市クリーンセンター、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターと鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターで実施している。

また、収集資源センターでは、収集基地としての活動のほか、リサイクル資源のストック場としての機能を備えている。

なお、福井市クリーンセンターから排出される焼却灰については、県外の民間業者が所有する一般廃棄物管理型処分場において適正に最終処分を行っている。

（平成26年4月1日現在）

施設名	福井市 クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター		鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター	
	焼却施設	焼却施設	粗大ごみ 処理施設	焼却施設	粗大ごみ 処理施設
所在地	福井市寮町50－41	あわら市笹岡33－３－１		鯖江市西番町15－11	
電話番号	53－8999	74－1314		0778－51－2310	
敷地面積	14,100㎡	20,200㎡		22,300㎡	
建物面積	5,187㎡	6,556㎡		3,304㎡	2,533㎡
竣工年月	平成３年３月	平成７年９月		昭和61年４月	平成５年４月
公称能力	345ｔ／24ｈ	222ｔ／24ｈ	90ｔ／５ｈ	120t／16ｈ	50t／５ｈ
基数	115ｔ/24ｈ×3基	74t/24ｈ×3基	１基	60t/16ｈ×2基	１基
集塵装置	バグフィルター	バグフィルター 乾式有害ガス 除去装置	バグフィルター サイクロン	バグフィルター	バグフィルター サイクロン
型式	全連続燃焼式 流動床炉	全連続燃焼式 焼却炉	回転式 破砕機	准連続式 流動床炉	回転式 破砕機
工事施工者	石川島播磨重工業	JFEエンジニアリング		荏原製作所	栗本鐵工所
建設費	7,863,446千円 管理棟336,614千円を含む	17,880,000千円		2,070,000千円	2,389,600千円

施設名	福井市収集資源センター		
	収集関係施設		資源ストックヤード
所在地	福井市南江守町2－1		
敷地面積	13,743m^2		
建物面積	管理棟	1,497.87㎡	資源物ヤード　192㎡
	車庫	645.81㎡	
	倉庫等	600.35㎡	
	計	2,744.03㎡	
機種	高圧洗車機　５基		
開設年月	昭和36年５月		平成５年１月

第５章

関係資料

１．一般廃棄物の収集処理手数料

（１）　粗大ごみ以外の一般廃棄物

（福井市廃棄物処理及び清掃に関する条例第30条関係）

（平成２６年４月１日現在）

種　　別		取　扱　区　分	単　　位	金　　額
し尿及び浄化槽汚泥		許可業者（法第７条第１項の許可を受けたものをいう。以下同じ。）が搬入する場合。	１８０リットルにつき	２７円
飼い犬、飼い猫等の動物の死体		占有者等が自ら搬入する場合	犬、猫等１体につき	９７２円
		市が収集、運搬および処分をする場合		１，６２０円
その他の一般廃棄物	家庭系一般廃棄物	５０キログラムを超える家庭系一般廃棄物を占有者等が自ら搬入する場合（許可業者に委託して搬入する場合を含む）	５０キログラムを超える部分について １０キログラムまでごとに（１０キログラム未満の端数があるときはこれを四捨五入する）	２１．６円
	事業系一般廃棄物	事業者が自ら搬入する場合（許可業者に委託して搬入する場合を含む）	１０キログラムまでごとに（１０キログラム未満の端数があるときは、これを四捨五入する）	４３．２円
		第２１条第２項に規定する集積場へ搬出する場合	第２１条第２項に規定する指定袋１枚につき	８６．４円

※福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター（あわら市笹岡）及び鯖江広域衛生施設組合は別料金。

※この表の規定により、算出した手数料の総額に１０円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てる。

（２） 粗大ごみ

（福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条別表第２による）

（平成２６年４月１日現在）

区分	品目		処分に関する手数料	収集、運搬及び処分に関する手数料	備考
特殊	タイヤ	タイヤのみ	２１６円	５４０円	
		ホイル付き	３２４円	６４８円	
	マットレス（スプリング入り）	ダブル・セミダブル	８６４円	１，９４４円	
		シングル	５４０円	１，４０４円	
大	木製ベッド（本体のみ。ただし、マットレスを含む場合は、収集運搬手数料は省く。） 応接用椅子（３人用） タンス　洋服タンス　夜具入れ　洗面台　化粧台　本箱　サイドボード　げた箱　じゅうたん流し台　机　テーブル　食器棚　健康器具　食器乾燥機　ステレオ　足踏台付ミシン		２７０円	９１８円	おおむね縦、横及び高さの合計が３００センチメートル以上のもの
中	木製ベッド（本体のみ。ただし、マットレスを含む場合は、収集運搬手数料は省く。） 鉄製ベッド（本体のみ。ただし、マットレスを含む場合は、収集運搬手数料は省く。） 応接用椅子（１人又は２人用） タンス　ふとん　ステレオ　自転車　健康器具　机　畳　本箱　サイドボード　げた箱　化粧台　洗面台　椅子　食器棚　卓上ミシン　流し台　じゅうたん　テーブル　ステレオ　オルガン　アコーディオンカーテン　車椅子　湯沸器　電子レンジ　ブランコ　カーペット ウインドファン（フロン入りを除く。）		２１６円	７５６円	おおむね縦、横及び高さの合計が１５０センチメートル以上３００センチメートル未満のもの
小	毛布　カラーボックス　こたつ板　ギター　衣装缶　換気扇　脚立　ゴルフ用具　編み機　クーラーボックス　三輪車　除湿機　照明器具　スーツケース　扇風機　掃除機　スピーカー　卓上ワープロ　ビデオデッキ　一輪車　石油ストーブ　スノーダンプ　波トタン（１枚）　波板（１枚）　ガスレンジ		１６２円	５９４円	おおむね縦、横及び高さの合計が１５０センチメートル未満のもの

備考

1 この表以外の粗大ごみの手数料は、この表に準じた金額による。

2 この表の規定により、算出した粗大ごみの手数料の総額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てる。

２．収集運搬業者

（１）　委託業者

《一般廃棄物》　（平成26年4月1日現在）

業　者　名		住　　所	車　両
福井区域	福井環境事業㈱	福井市角折町6－1	30台
	福井市環境事業共同企業体	福井市角折町6－1	11台
美山区域	㈲上田産業	福井市小宇坂島町5－11－1	2台
越廼区域	㈲越前公益	福井県丹生郡越前町四ツ杉79－7－1	2台
清水区域	㈱共和綜合建設	福井市片山町61－17	2台
	丹生建設工業㈱	福井市甑谷町44－ 1	2台
合　　計			49台

《資源物（ダンボール・紙製容器・紙パック）》　（平成26年4月1日現在）

業　者　名	住　　所	車　両
福井市古紙等リサイクル協同組合	福井市乾徳3－5－14	19台

（２）　許可業者

《一般廃棄物の収集運搬》 ※営業区域が福井市の業者のみ　（平成26年4月1日現在）

業 者 名	住　　所	車両	営業区域	許可内容	備考
福井環境事業㈱	福井市角折町 6－1	27 台	福井市全域	ごみ・家電	
㈱相互環境公社	福井市角折町 6－1	4 台	〃	ごみ	
㈲宮下ビル管理	福井市文京６丁目 3－1	3 台	福井区域	ごみ	
㈱クリンマスター	福井市上森田１丁目 309	9 台	福井市全域	ごみ・家電	
㈲北陸精巧舎	福井市江守中町 8－8－13	3 台	福井・清水区域	ごみ	
㈱矢部商店	福井市南江守町 2－61－1	3 台	福井市全域	魚腸骨残渣	
ちきゅう未来㈱	福井市北四ツ居２丁目 13－3	5 台	〃	剪定枝	
日本通運㈱福井支店	福井市重立町 22－1	9 台	〃	家電	
ナック㈱	越前市家久町 63－11－1	3 台	〃	木くず・剪定屑	
㈱北陸環境サービス	福井市白滝町 67－2	6 台	〃	木くず・草	
エス・イ・コンサル㈱	福井市西下野町 12－４	2 台	〃	刈草・剪定枝	
福井日通運輸㈱	福井市重立町 22－5	15 台	〃	家電	
㈲越前公益	越前町四ツ杉 79－7－1	6 台	越廼区域	ごみ・家電	
丹生建設工業㈱	福井市甑谷町 44－1	2 台	清水区域	ごみ	
㈱クリーン丹南	越前町下糸生 136－10	5 台	福井・清水区域	ごみ・家電	
㈱共和総合建設	福井市片山町 61－17	3 台	清水区域	ごみ	
公益センター㈱	鯖江市上鯖江１丁目 10－43	2 台	福井・越廼・清水区域	ごみ	

㈲ニュークリーン公社	越前町下糸生 132－4－5	2 台	福井市全域	ごみ・家電	
㈲ニューチップ運送	越前町織田 7－13－1	11 台	〃	木くず	
㈲上村商店	あわら市大溝 3 丁目 5－13	4 台	〃	家電	
㈲上田産業	福井市小宇坂島町 5－11－1	1 台	福井・美山区域	ごみ	
㈲大橋商店	永平寺町松岡葵 1 丁目 96	2 台	福井市全域	家電	
リサイクル・山澤	福井市八重巻町 31－33	2 台	〃	家電	
㈱ピーディ	福井市若栄町 202	8 台	〃	家電	
㈱宇野組	福井市南宮地町 14－11	3 台	特定事業所	木くず・草	
㈲春江クリーン社	坂井市春江町針原 56－4－5	2 台	福井市全域	家電	
波寄造園土木㈱	福井市波寄町 37－82	3 台	〃	木くず・草	
㈱ビコー	福井市栂野町 20－10	8 台	〃	家電	
㈱アイシー物流	福井市寺前町 18－12	1 台	〃	家電	
㈱(特非) 福井県セルプ振興センター	福井市光陽 2 丁目 3－22	6 台	特定事業所	ペットボトル	
台東運輸（株）	福井市上中町 25－8－1	3 台	福井市全域	家電	
㈱エコロジス	福井市二日市町 20－12	6 台	〃	木くず	
㈱ナマズ	福井市森行町 28－12	1 台	〃	家電	
㈲コーフク商運	福井市帆谷町 28-2-40	2 台	〃	家電	
㈱増田喜	福井市乾徳２丁目 6－6	5 台	〃	ペットボトル	
㈱ミカド開発	福井市福１丁目 2603	5 台	〃	家電・草・剪定枝	
コパー㈱	越前市岩内町 30－2－18	3 台	〃	家電	

《一般廃棄物の処分業》　　（平成25年4月1日現在）

業 者 名	住　　所	営業区域	許可内容	備考
福井環境事業㈱	福井市角折町 6－1	福井市全域	食品生ごみ・プラスチック製容器包装	
ちきゅう未来㈱	福井市北四ツ居２丁目 13－3	〃	木くず・草	
㈲フクセイ	福井市久喜津町 50－24	〃	木屑・草	
㈱エコ・クリーン	福井市二日市町 20－12	〃	プラスチック製容器包装	
エス・イ・コンサル㈱	福井市西下野町 12－4	〃	剪定枝・草	
㈱エコシステム	福井市二日市町 20-12	〃	木屑	
㈱クリンマスター	福井市上森田１丁目 309	〃	ペットボトル	
㈱道端組	福井市長本町 209	〃	コンクリート・コンクリートブロック	
㈱北陸環境サービス	福井市白滝町 67－2	〃	可燃・不燃混合廃棄物・ガラスくず・瓦・タイルくず・コンクリートくず、その他建築廃材、動物の死体	
㈱増田喜	福井市乾徳２丁目 6－6	〃	ペットボトル	
㈱深谷	福井市三ツ屋２丁目 207	〃	コンクリートくず、アスファルトくず、金属くず（コンクリートに付着した金属）	

３．清掃関係の法令及び例規

◎環境基本法（平成5年11月19日）

└─循環型社会形成推進基本法（平成12年６月２日）

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日）

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年４月26日）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年６月16日）
- 特定家庭用機器再商品化法（平成10年６月５日）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年６月７日）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年７月12日）
- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年８月10日）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年５月31日）

◎ダイオキシン類対策特別措置法

- 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成８年６月28日）
- 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成８年９月27日）
- 福井市指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規則（平成８年９月27日）
- 福井市指定ごみ袋の規格等に関する要綱（平成８年９月27日）
- 福井市あき地等の清掃保持に関する条例（昭和52年３月29日）
- 福井市あき地等の清掃保持に関する条例施行規則（昭和52年３月31日）
- 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成８年12月25日）
- 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則（平成９年６月16日）
- 福井市ごみステーション設置補助金及び地域リサイクル推進美化協力金交付要綱（昭和59年12月18日）
- 福井市古紙等回収奨励金等交付要綱（平成３年４月１日）
- 福井市環境美化地区推進員設置要綱（昭和63年７月８日）
- 福井市ごみ集積所の設置に関する要綱（平成６年８月１日）
- 福井市資源回収拠点設置事業補助金交付要綱（平成17年４月１日）
- ふくい㊝エコ事業所認定要綱（平成24年12月12日）

４．廃棄物の分類

廃棄物体系図

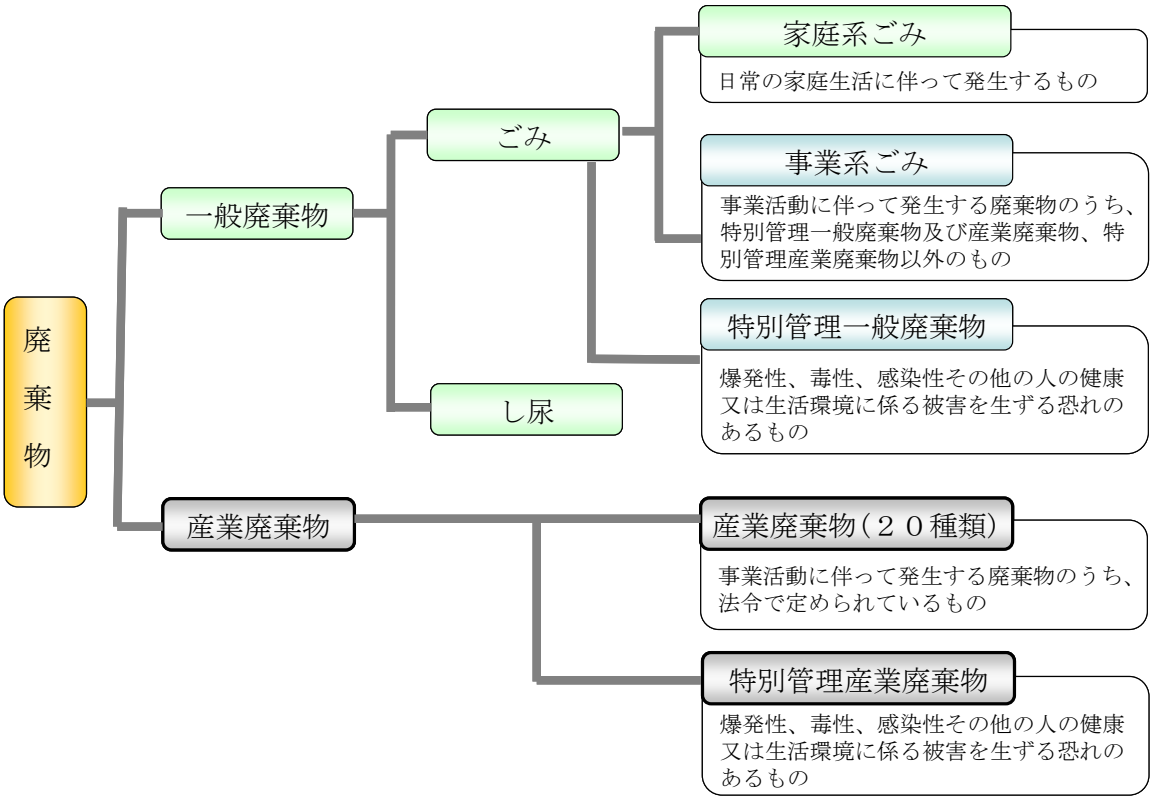

分類		種　　類	内　　容
一　般　廃　棄　物			ごみ、粗大ごみ、し尿及びし尿浄化槽に係る汚泥
特別管理一般廃棄物			ＰＣＢを使用した部品、ばいじん、感染性一般廃棄物
産業廃棄物	あらゆる事業活動に伴うもの	1.燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残渣
		2.汚　で　い	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、赤泥、炭酸カルシウムかすなど。
		3.廃　　油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ、硫酸ピッチ
		4.廃　　酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
		5.廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
		6.廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）
		7.ゴムくず	天然ゴムくず
		8.金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
		9.ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
		10.鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かすなど
		11.がれき類	工作物の除去にともなって生ずるコンクリートの破片、レンガの破片そ

産業廃棄物			の他これに類する不要物
		12.ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
	特定の事業活動に伴うもの	13.紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず
		14.木くず	建設業、木材又は木製品製造業(家具製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から生ずる木材片等並びに貨物の流通のために使用したパレットなど
		15.繊維くず	建設業、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
		16.動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
		17.動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
		18.家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
		19.家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
		20.その他	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの
	特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい(引火点が70℃未満)廃油
		廃酸・廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液
		感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物(血液の付着した注射針、メス、採血管など)
		廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布若しくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、若しくは繊維くず、又はPCBが付着若しくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
		PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)
		廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の集じん施設で集められたものなど
		有害産業廃棄物	有害物質(水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2―トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、又はその化合物、ダイオキシン類)を基準値を超えて含む、汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど

５．一般廃棄物処理実施計画

１　実施期間

平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで

２　実施区域

実施区域は、福井市の全区域（以下「福井市全域」という。）を対象とする。ただし、収集運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画においては、平成１８年２月１日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における福井市及び美山町の区域（以下「福井・美山区域」という。）、並びに越廼村及び清水町の区域（以下「越廼・清水区域」という。）ごとに定める。

３　計画（目標）処理量

（単位：トン）

家庭系資源物	行政回収	プラスチック製容器包装	1,870トン
		缶	470トン
		びん	1,280トン
		ペットボトル	275トン
		ダンボール・紙製容器・紙パック	1,080トン
		その他資源物（乾電池、スプレー缶、蛍光灯、新聞紙、雑誌、小型家電）	175トン
		家庭系資源物（行政回収）　小計【A】	5,150トン
	中間処理後資源化物【B】		1,900トン
	集団資源回収（新聞紙、雑誌、紙パック）【C】		6,500トン
	小計		13,550トン
家庭系廃棄物	燃やせるごみ、燃やせる粗大ごみ		44,650トン
	燃やせないごみ、燃やせない粗大ごみ		9,000トン
	小計【D】		53,650トン
事業系廃棄物	燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみ		31,250トン
	燃やせないごみ及び燃やせない粗大ごみ		2,300トン
	小計【E】		33,550トン
合計　【A】+【C】+【D】+【E】			98,850トン
１人１日あたりのごみ排出量　（【A】+【D】+【E】）÷人口÷日数			944グラム

4　発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】及び再生利用【リサイクル】の推進に係る取組み

①市民が２Ｒに取組むための意識啓発及び排出知識の周知

○地球環境の現状および本市廃棄物の現状の広報

・市職員、ＮＰＯ、環境美化地区推進員等による学習会及び研修会の実施

・市政広報等による、廃棄物の現状及び２Ｒ取組み事例の広報

・学校と連携した児童・生徒・学生等を対象とした学習会の実施

・廃棄物減量等推進会議の開催

・環境美化地区推進員を対象とした研修会の開催

○市民及び事業者への啓発・働きかけの実施

・市民が簡単に出来る減量行動の周知（市政広報、自治会回覧チラシ、ごみ分別便利帳、早見表の配布、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等による広報等）

・消費者団体等と連携した、レジ袋無料配布中止の継続や容器包装簡素化への事業者への働きかけの実施

・リユース（リサイクル）ショップ情報の調査及び地図の作成

・市民及び事業者のエコ活動（取組）の広報

○家庭系廃棄物手数料の見直し

・他市町村の家庭系廃棄物手数料についての調査

②資源物を分別排出できる機会の提供

○回収拠点整備計画の作成

・回収拠点のあり方の検討

○古紙類の分別排出の推進

・集団資源回収及び店頭回収の広報及び啓発

○新たな分別区分の導入等の検討

・使用済小型電子機器等の拠点回収の本格実施

・古布及び古着の資源化に向けた検討

③事業者等が排出抑制に取り組むための仕組みづくり

○事業所の３Ｒ（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】及び再生利用【リサイクル】をいう。）意識の醸成

・多量排出事業所３Ｒ推進計画制度の推進（２５年度結果及び２６年度計画についての事業所ヒアリング）及び課題の検討

・ふくい優エコ事業所の推進と認定メリットの検討

・資源化を行っている処理事業者の排出事業者への広報（周知）

・事業系ごみの家庭ごみ袋による排出の防止及び産業廃棄物の混入の防止の指導の強化

○事業系廃棄物手数料の見直し

・他市町村の現状把握等、適正な手数料のあり方についての検討

④許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制

○事業所排出情報の市への提供

・収集･運搬許可業者の取引先情報の市への報告

○許可事業者との連携による排出事業所指導

・クリーンセンターでの監視強化と許可事業者との情報共有

・クリーンセンターへの古紙類搬入制限に向けた情報収集

○機密を含む古紙類処理の仕組みづくり

・他市町村の事例の調査

・機密書類の資源化可能業者の把握

・市役所での率先実施の検討

⑤市民団体、民間事業者等が取組む資源化の支援

○新たな資源化に取組む市民団体、事業者の支援制度の検討

・事業者を対象とした支援制度の調査

○事業者の自主回収の場の設置支援の検討

・資源回収協力店制度の他市町村事例の把握

・市内自主回収の場の調査

⑥分別品目及び処理体制の統一に向けた検討

○現行分別区分及び内容の整理

・（仮称）雑がみ回収の実施検討

・びん類の区分方法の変更の検討

○本市処理体制の検討

・新たな処理施設（可燃・不燃）及び最終処分場の検討での本市の処理体制のあり方の検討

⑦現有施設の維持管理及び新たな処理施設等の検討

○現有施設の維持管理

・クリーンセンター大規模改修の実施

・クリーンセンター及び収集資源センターの維持管理

・災害対応マニュアルの作成

○新たな処理施設の検討

・新焼却施設構想の作成

○最終処分場の検討

・自区域内最終処分場構想の作成

5　分別排出の方法

分別排出の方法は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="3">種類</th><th>区域</th><th>方法</th></tr>
<tr><td rowspan="9">資源物</td><td colspan="2">プラスチック製容器包装</td><td colspan="2">規則に定める指定袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">びん類</td><td colspan="2">色別に分類し、集積所に設置される容器に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶類</td><td colspan="2" rowspan="2">透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダンボール・紙製容器</td><td colspan="2" rowspan="2">1メートル角までの大きさに折りたたみ紙ひもで十字に縛り、又は紙袋に入れ紙ひもで十字に縛り、集積所に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">紙パック</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乾電池</td><td>福井区域</td><td colspan="2">透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td>美山、越廼、清水区域</td><td colspan="2">集積所に設置される容器に排出</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スプレー缶</td><td>福井、美山区域</td><td colspan="2">中身を排出し穴をあけ、透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td>越廼、清水区域</td><td colspan="2">中身を排出し穴をあけ、集積所に設置される容器に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光灯</td><td colspan="2">集積所に設置される容器に排出</td></tr>
<tr><td colspan="3">燃やせるごみ</td><td colspan="2" rowspan="2">規則に定める指定袋を使用し、集積所に排出</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃やせないごみ</td><td>福井・美山区域</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td colspan="2">集積所に設置される容器に排出</td></tr>
</table>

６　収集・運搬その他の回収の計画

ア　家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬

家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬の方法は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="3">種類</th><th>収集方法</th><th>収集回数
※</th><th>運搬先</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>区域</th><th></th><th></th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="10">資源物</td><td colspan="2">プラスチック製容器包装</td><td rowspan="2">委託</td><td>週１回</td><td rowspan="7">民間事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">びん類</td><td>月１回</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶類</td><td>市・委託</td><td>月２回</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td rowspan="8">委託</td><td rowspan="4">月１回</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダンボール・紙製容器</td></tr>
<tr><td colspan="2">紙パック</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td>広域圏（福井坂井地区広域市町村圏事務組合をいう。以下同じ。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スプレー缶</td><td>福井・美山区域</td><td rowspan="2">月２回</td><td>広域圏</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域（鯖江広域衛生施設組合をいう。以下同じ。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">蛍光灯</td><td>福井・美山区域</td><td>年６回</td><td>広域圏</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>月１回</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃やせるごみ</td><td>福井・美山区域</td><td>市・委託</td><td rowspan="2">週２回</td><td>クリーンセンター（福井市クリーンセンターをいう。以下同じ。）</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td rowspan="4">委託</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃やせないごみ</td><td>福井・美山区域</td><td rowspan="2">月２回</td><td>広域圏</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td colspan="3">燃やせる粗大ごみ</td><td rowspan="2">市</td><td rowspan="3">申込制</td><td rowspan="2">収集資源センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">燃やせない粗大ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="3">犬・猫等の死体</td><td>委託</td><td>クリーンセンター
（一部、民間事業者）</td></tr>
</table>

※一部の地域で、例外あり

イ　事業系廃棄物の収集・運搬

事業系廃棄物の収集・運搬の方法は、次のとおりとする。ただし、おおむね１か月に２５０キログラム以下のごみを排出する事業者であって、ごみを排出しようとする集積所の管理者の許可を受けたものの事業系廃棄物については、アの家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬の方法による。

ウ　その他の回収

占有者等（福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成８年福井市条例第１９号。以下「条例」という。）第１７条に規定する占有者等をいう。）は、家庭系資源物及び廃棄物のうち、次の種類の資源物及び廃棄物を次の施設に持ち込むことができる。

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th>区域</th><th>持込先</th></tr>
<tr><td rowspan="10">資源物</td><td colspan="2">プラスチック製容器包装</td><td>回収拠点※１及びわけるば※２</td></tr>
<tr><td colspan="2">びん類</td><td rowspan="5">わけるば及び収集資源センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶類</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダンボール・紙製容器</td></tr>
<tr><td colspan="2">紙パック</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型家電</td><td>福井市役所本庁舎、収集資源センター及びクリーンセンター</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td rowspan="3">わけるば及び収集資源センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">スプレー缶</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光灯</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ</td><td>福井・美山区域</td><td>クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ</td><td>福井・美山区域</td><td>広域圏</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td colspan="3">犬・猫等の死体</td><td>クリーンセンター</td></tr>
</table>

※１　Ａコープやしろ店（渕４丁目１７１１番地）、Ａコープ堀ノ宮店（堀ノ宮１丁目２１５番地）、ハニー麻生津店（今市町１４字１１号１番地）、アル・プラザベル（花堂南２丁目１６番１号）及びくみあいマーケット東郷店（東郷二ケ町第３４号２７番地）

※２　福井環境事業株式会社二日市リサイクルセンター（二日市町１９号８番地）及び株式会社増田喜（西開発４丁目６２１番地）

7　中間処理並びに再商品化及び最終処分の計画

ごみ種類別の中間処理の方法、中間処理の主体、再商品化及び最終処分の方法並びに処理区域については、次のとおりとする。

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">種類</td><td colspan="2">中間処理</td><td colspan="2">再商品化・最終処分</td></tr>
<tr><td>方法</td><td>主体</td><td>方法</td><td>主体</td></tr>
<tr><td rowspan="13">資源物</td><td colspan="2">プラスチック製容器包装</td><td>選別・圧縮・梱包（委託）</td><td rowspan="11">民間事業者</td><td>再商品化（委託）</td><td>指定法人※３</td></tr>
<tr><td rowspan="2">びん類</td><td>青・黒</td><td rowspan="2">選別（委託）</td><td rowspan="9">再商品化（売却）</td><td rowspan="10">民間事業者</td></tr>
<tr><td>白・茶
生きびん</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶類</td><td>選別・圧縮（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>選別・圧縮・梱包（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダンボール・紙製容器</td><td rowspan="2">圧縮・梱包（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">紙パック</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型家電</td><td>選別・破砕（委託）</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td rowspan="4">選別</td><td>広域圏</td><td rowspan="4">再商品化（委託）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スプレー缶</td><td>福井・美山区域</td><td></td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">蛍光灯</td><td>福井・美山区域</td><td>広域圏</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ</td><td>福井・美山区域</td><td rowspan="2">焼却・破砕</td><td>クリーンセンター</td><td rowspan="2">埋立て</td><td>民間事業者</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ</td><td>福井・美山区域</td><td rowspan="2">破砕・焼却</td><td>広域圏</td><td rowspan="2"></td><td>広域圏</td></tr>
<tr><td>越廼・清水区域</td><td>鯖江広域</td><td>鯖江広域</td></tr>
<tr><td colspan="3">犬・猫等の死体</td><td>焼却</td><td>クリーンセンター</td><td>埋立て</td><td>民間事業者</td></tr>
</table>

※３　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
（平成７年法律第１１２号）第２１条第１項の規定により指定された法人）

８　適正処理困難物等の処理

次の排出物については、市長の指示に従い、排出者の責任において自らが適正に処理する。

ア　条例第２０条第１項の規定により市長が指定する適正処理困難物

(ｱ) 特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）第２条第４項の特定家庭用機器

(ｲ) パーソナルコンピューター

(ｳ) 自動車

(ｴ) 自動二輪車

(ｵ) 消火器

(ｶ) 金庫

(ｷ) コンクリートブロック、瓦、タイルその他がれき類

(ｸ) 建築廃材

(ｹ) 鉛蓄電池及び二次電池

(ｺ) ガスボンベ（カートリッジ式を除く。）

(ｻ) ピアノ

(ｼ) 直径１０センチメートル以上又は長さ２メートル以上の木くずその他の燃やせる粗大ごみ

イ　条例第２２条第１項第７号に規定する市長が別に定める排出禁止物

アに掲げる適正処理困難物

６．清掃行政の歩み

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
明治 22 年	4/1　市制施行 （4.43k ㎡、人口 39,863 人） 第二科衛生係として発足		
33 年	「汚物掃除法」	明里焼却場建設	
34 年	春・秋両季の大掃除開始		
35 年	第二科汚物掃除係と改称 汚物掃除法に基づく清掃監視事務開始 掃除監督長（助役兼掌）1 名 掃除監督　1 名 掃除巡視　4 名		公衆便所　48 ヶ所
36 年			公衆便所 50 ヶ所 糞尿汲取掃除請負者 32 名
37 年			公衆便所 50 ヵ所（常人夫 2 名）
38 年		汚物塵芥採取焼却請負制度発足	
大正 6 年	掃除監督長、技師兼掌に変更		
8 年		乾徳埋立地使用開始 (2,000 坪 昭和 28 年 4 月埋立完了)	
9 年	掃除監督長、第二課長兼掌に変更	汚物埋立地 4 ヵ所使用中	
12 年	掃除監督長、衛生課長兼掌に変更		
13 年		中野本山裏埋立地使用開始 （600 坪 昭和 4 年 8 月埋立完了）	
昭和 8 年		秋季大演習のため 8～11 月、臨時ﾄﾗｯｸ 1 台増発	
9 年		荷車 10 台（人夫 10 人）、馬車４台（人夫８人）、ﾄﾗｯｸ１台（運転手１人、人夫３人）、各１日 5～6 回収集。 1 日平均 9,300 貫収集 （内 3,000 貫焼却、6,300 貫埋立）	
12 年		10 月　上北野焼却場竣工 岩本式固定炉　公称 37.5t/日 実績 30 t/日	
14 年		自動車４台＝人夫 12 人（日給 1 円 35 銭）、荷車８台＝人夫 8 人（日給 1 円 9 銭～1 円 25 銭）、河川掃除＝人夫 3 人（日給 1 円 30 銭）。 一般家庭の収集は４区域に分け、5 月～11 月は 7 日間に 1 回、12 月～3 月は 10 日間に１回収集。 区域一周を６日以内に完了したときは残りを有給休暇とした（例えば 6 日で完了したとき	私設組合（し尿汲取組合）で収集。 普通自動車 1 台（冬期間のみ使用） 小型自動車 4 台 荷車　18 台 汲取料金 4 月～11 月 1 荷 12 銭 12 月～ 3 月 1 荷 15 銭 降雪期　1 荷 45 銭～1 円 汲 取　8,000 戸

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		は１日を有給休暇とする)。 自動車は請負制度で１日１台(運転手１人、人夫３人)16円。 市場等大量排出業態者は毎日１回収集。	農家が汲取る　2,000戸 純農家　1,300戸
16年		５月　志比口埋立地使用開始 (200坪、昭和21年６月完了)	
17年		業態者ごみ収集手数料(33件) 年額最高150円～ 最低３円 年額合計　723円 (寄付形式により納付)	汲取10,550戸(43,475人) 汲取料金　4～10月 1荷 20銭 11～ 3月 1荷 25銭 降雪期　1荷 1円20銭位 小型自動車　4台　荷車 23台
18年		２月　御幸町埋立地使用開始 (300坪、昭和23年５月完了) 福井日通から中古ﾄﾗｯｸ１台寄贈。 戦時下でｶﾞｿﾘﾝと人夫不足のため２５の連合町内会を１１区とし、１１日間で１周。各町内会を督励し、空地にｺﾞﾐを集積させ自動車または馬車で収集したが、成績はきわめて良好であった。 (それまでは１周に 15～20 日を要した。)	
19年	**4/1　福井市し尿取扱手数料条例、同施行規則施行** 汲取を 4 月 1 日より市営とし、業務を株式会社福井衛生組合に委託 (し尿予算　51,745円)	収集車両 直営自動車　2台 請負馬車　6台 直営 人夫　定員11名を採用７名	**条例による新料金** １樽(2斗５升)につき50銭以内 第１種券(白) 3月～11月 1樽につき10銭 第２種券(青) 12月～2月 1樽につき23銭 第３種券(赤) 臨時汲取 1樽につき40銭 汲取車両　小型自動車　6台 荷 車　40台
20年	7/19　空襲により市街地の 90%焼失 (ごみ収集車２台とも焼失のため、雑芥･厨芥･し尿とも収集業務を一時中止)	戦災前　総世帯数　24,327世帯 収集世帯数　20,000世帯 戦災後　総世帯数　約10,000世帯 収集世帯数　約 2,000 世帯 掃除監督　定員 1名 採用 1名 掃除監督補定員 5名 採用 3名 掃除人夫　定員11名 採用 3名	公衆便所21ヵ所のうち、9箇所罹災
21年		７月　現順化小横の埋立地使用開始 (800坪、昭和22年５月完了)	
22年		３月　有楽町埋立地使用開始 (100坪、昭和24年10月完了)	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		８月　小山谷埋立地使用開始 （200 坪、昭和 26 年２月完了）	
23 年	**6/28　福井大地震** 上北野焼却炉全壊（10 月再建） 明里焼却場倒壊（10 月再建） （再建までの間は野天焼却）	１月　現高志高前の埋立地使用開始 （400 坪、昭和 25 年４月完了） 地震後の火災のためごみ収集車３台のうち、２台焼失（１台はハギレヤ店員が運転し、中央公園に持ち出し無事）	
24 年		ごみ収集車４台購入	
25 年	予算　　4,186,600 円	業態者厨芥毎日収集開始 （800 戸、牛車４台） ごみ収集車両、自動車５台、牛車６台、手車８台、ﾘﾔｶｰ５台、（内自動車１台は危険物と大型ごみ収集） ３月　幾久町埋立地使用開始 （80 坪、昭和 26 年３月完了）	４月　福井衛生社として汲取業務開始
26 年	５月　上北野焼却場焼失 10 月　再建	農村部落へ危険物投入容器（ｺﾝｸﾘｰﾄ製）１０個設置	
28 年	**4/1　福井市塵芥処理条例（条例第 11 号）施行**	ごみ排出量１日約 60 ﾄﾝ 収集人口 98,815 人 世　帯　21,070 世帯	
29 年	**汚物掃除法廃止** **7/1　清掃法（法律第 72 号）施行** **11/8 福井市清掃条例（条例第 18 号）、同施行規則（規則第 22 号）施行**	３月　南江守埋立地使用開始 （4,000 坪、昭和 37 年５月完了）	２月 合資会社福井衛生社と改称
30 年	厨芥車を機械車化（２ｔ車購入）		
31 年		３月　河増町埋立地使用開始 （150 坪、昭和 34 年６月完了） ４月　町屋松原病院裏埋立開始 （200 坪、昭和 34 年１月完了）	６月　合資会社福井市衛生社と北陸清掃社が合併合資会社福井衛生社とした。 ６月　相互衛生社として汲取業務開始
32 年	予算　　17,741,200 円 大型トラック（４ｔ車）購入	専任職員 10 名、労務者 42 名（内、臨時 19 名） 他にごみ収集請負 1 名、労務者 6 名、ごみ焼却請負２名、労務者８名	７月　山一衛生社として汲取業務開始 **12/27　境処理場（公共下水道終末処理場の汚泥処理施設）へし尿投入開始** 投入料補助金制発足
33 年	予算　　19,448,100 円	１日の作業量 収集　直営 54t、請負 9t 側溝・下水清掃　432 kg 河川清掃　　1,051 kg	公衆便所　19 ｶ所 し尿収集・運搬は許可制３社 （福井、相互、山一） ３月　合資会社福井衛生社と福井

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		街路清掃　102 kg （直営と請負で市中を８区に分け自動車（４ｔ７台、１ｔ２台）、牛車６台、荷車１０台（内厨芥収集６台、街路 清掃４台）で収集）	清掃社が合併。有限会社 福井衛生社と改称
34 年	9/15　部制を実施。厚生部衛生課となる。	車両　自動車（４ｔ７台、１ｔ３台） 牛車６台、荷車７台、 作業員 60 名（監督、運転手を含む） ゴミ収集世帯・人口 直営 17,761 世帯　78,214 人 請負　6,095 世帯　24,560 人	・し尿汲取 22,000 世帯 100,000 人
35 年	上北野焼却場一部焼失、鉄骨上屋にて再建 11 月　南江守センター焼却炉着工	専任職員 16 名、労務者 51 名、（内臨時 10 名） 他にごみ焼却請負者２名、労務者８名	
36 年	５月　南江守センターを収集車両基地として使用開始 10/18 南江守センター竣工 三和動熱逆送式自動焼却炉（20t/8h×2） ・明里焼却場（15t/日）および牛車６台廃止	２月　寺前町埋立地使用開始 （100 坪、昭和 37 年 5 月完了） 4/1　汚物（ごみ）取扱業の許可	
37 年	11/1　機構改革で衛生課より分離、清掃課となる。 厚生部―本庁（庶務・業務） 清掃課―清掃センター（収集・焼却）	６月　灯明寺六方池埋立開始 （300 坪、昭和 38 年 4 月完了） ６月　若杉町埋立地使用開始 （50 坪、昭和 39 年 1 月完了）	公衆便所１７ヶ所（女子清掃員１名で毎日清掃）
38 年	４月　福井市清掃条例一部改正 10/1　衛生課と改称	３月　城之橋下町埋立開始 （200 坪、昭和 39 年 10 月完了） **4/1　一般家庭のごみ収集手数料賦課開始**	
39 年		4/1　収集業務の一部を福井衛生社に委託 11 月　上北野荒川廃川埋立開始 （4,000 坪、昭和 41 年 5 月完了）	
40 年	全職員数　1,673 人 環境衛生課職員　89 人 本庁　11 人 清掃センター　78 人	収集方法　混合で各戸収集 （中心街週２回、その他週１回、農村地区の一部で不燃物のみ月１回収集） ４月　渡団地埋立地使用開始 （300 坪、昭和 40 年 10 月完了） ５月　足羽山埋立地使用開始 （500 坪、昭和 40 年 11 月完了）	
41 年		３月　今市江端川廃川埋立開始	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		(1,500 坪、昭和 42 年 4 月完了) **8/1　市街地区のﾃｽﾄ地区５ｶ所(計 2,110 世帯)で袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式による週１回定曜日収集実施** **12 月　同地区の一般家庭のごみ収集手数料を免除**	
42 年	4/1　清掃課と改称 7/30 吉田郡森田町を併合、同時に九頭竜環境衛生施設組合(坂井郡春江町、丸岡町と森田との一部事務組合)の事務局を清掃課内へ設置 ※九頭竜焼却場 昭和 39 年 12 月竣工 固定炉(１０t／日×２炉)	袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式実施のため各備えつけのｺﾝｸﾘｰﾄ製ごみ箱の撤去開始(申込により１個 300 円で買上げ) ４月　袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式による第２回テスト(12,200 世帯)実施、同時に一般家庭のごみ収集手数料を免除 ６月　大島町江端川廃川埋立開始(4,000 坪、昭和 44 年 11 月完了) ８月　第２回テスト地区のうち成績良好な地区(1,060 世帯)を対象とし、週２回定曜日収集実施 ９月　第３回テスト(3,000 世帯)実施し、同時に手数料免除	許可３社(補助金 1,300,000 円) 汲取世帯　24,000 世帯 汲取手数料　(18 ﾘｯﾄﾙにつき) 4～11 月 -15 円、 12～ 3 月 -20 円 ５月　川西衛生社として汲取業務開始 (営業範囲は清掃法による特別清掃区域外)
43 年	４月　福井市清掃条例一部改正 第 23 回国民体育大会実施(夏・秋) **11/1　清掃事務所と改称**	**４月　全収集地区一斉(可燃物週２回、不燃物週１回)に袋入れｽﾃｰｼｮﾝ方式による定曜日収集実施。同時に一般家庭の収集手数料全廃** **粗大ごみ有料化。** ５月　東山埋立地使用開始 ７月　夏季早朝収集実施(7/15～10/5) ・ｺﾝｸﾘｰﾄ製ごみ箱を８月までに 1,500 個撤去。越前海岸鮎川沖に沈め、漁礁に活用	12/1　し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 28 円
44 年	3/24 「衛生安全都市」宣言	４月　農村地区の可燃物週１回収集区域拡大(約 350 所帯) ７月　特掃地域とその周辺の不燃物収集を２週１回から毎週１回に改善(可燃物は従来と同じく週２回) ７月　南江守センター焼却炉を３直制(24 時間稼働)とした。	７月　川西衛生社に汲取し尿の処理場搬入許可

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		・夏季早朝収集実施(7/14～9/13)	
45年	**11月　東山センター焼却炉起工式** **12月　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布**	4月　農村地区の不燃物週1回収集区域拡大(約800世帯) 6月　周辺団地の収集開始(約200世帯) 7月　夏季早朝収集実施(7/13～9/5) 9月　農村地区の可燃物週1回収集区域拡大(約200世帯) 10月　周辺地区収集拡大(約100世帯) 農村地区の可燃物週1回収集区域拡大(約70世帯)	
46年	9/1　足羽郡足羽町を合併 ・建設中の東山ｾﾝﾀｰ要員決定 清掃事務所 ┬ 本　庁(庶務・業務) ├ 南江守センター └ 東山センター 9月　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行	**夏季早朝収集を本年度より中止** 4月　川西・殿下・国見等の不燃物月1回収集開始　(約3,000世帯) 魚商を除く業態者厨芥収集を福井衛生社に委託 5月　周辺地区等の収集拡大(約2,000世帯) 9月　魚商厨芥収集を福井衛生社に追加委託 12月　足羽支所管内の不燃物月1回収集開始(約3,000世帯)	4月　公衆便所清掃を福井衛生社に委託
47年	1/21　東山センター焼却炉試験焼却開始 3/31　東山センター焼却場完成(4月1日から正式稼働) 4/1　廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 9/1　上北野焼却場老朽化と周辺市街化のため受入停止 10/1　機構改革により清掃事務所を1課2場とした。 清掃事務所 ┬ 業務課 ├ 南江守センター └ 東山センター	南江守ｾﾝﾀｰ3直制廃止 1/20まで3直制 2/23まで2直制 2/24から1直制 4/1　産廃受入規制、一般と併せて処理する ・産廃告示（もえがら、紙くず、金属くず、ガラスくず) ・一廃の処理を要しない区域告示12町(川西11、殿下1) 4月　川西地区等の可燃性ごみの収集開始 12/11　東山ｾﾝﾀｰ焼却場2直制実施	4月　川西衛生社を許可業者に認可(許可業者数4社となる)
48年	3/31　上北野焼却場廃止 3月　福井坂井地区広域市町村圏の破砕機機工(栗本鉄工所50t/5h) 6/1　福井市清掃事務所労働安全委員会設置規定施行 8/16　電気部品のPCB使用部品の業者による撤去開始	10/1　業態者厨介収集委託を廃止し、福井衛生社の許可事業とした。 36ﾘｯﾄﾙ／日まで 月額 1,500円 36ﾘｯﾄﾙ／日増すごとに 月額　750円加算	4/1　し尿汲取料金改訂 18ﾘｯﾄﾙにつき36円 (うち5円市補助) ・汲取料補助金制発足 11,000円 投入料補助 3,000円 汲取料補助 8,000円 (18ﾘｯﾄﾙにつき5円補助)
49年	3月　福井坂井地区広域市町村圏焼却炉竣工	**4月　委託地区の休日(祝日・振替休日)収集を廃止**	7/1　し尿汲取料金改定 18ﾘｯﾄﾙにつき45円

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	(ﾀｸﾏ 100t／8h) 10/1　九頭竜焼却場廃止 **・機構改革により厚生部廃止、生活環境部となる** 生活環境部 ─┬ 環境保全課 　　└ 交通対策課 └ 清掃事務所 ─┬ 業務課 　　├ 南江守センター 　　└ 東山センター	(直営地区では従来から休日収集を実施していない) ８月　福井坂井地区広域圏笹岡清掃センターへ搬入開始 可燃物(森田･川西･河合地区) 不燃物及び粗大ごみ(全市域) ・広域圏搬入手数料 可燃物１ｔまでごとに 200 円 不燃物･粗大ごみ１ｔまでごとに 300 円	(うち５円市補助)
50 年	10/1　福井市清掃事務所労働安全衛生委員会設置規定の一部改正	4/1　一廃とあわせて処理する産廃告示(紙くず､金属くず) ・一廃の処理を要しない区域告示 10 町(川西９･殿下１) ４月　南江守センターに｢不法投棄処理班｣を編成し､パトロールと処理を実施(処理の一部は福井衛生社に委託) 8/1　矢部商店に許可 (魚腸骨の収集運搬)	
51 年	3/31　九頭竜環境衛生施設組合(福井市､丸岡市､春江町)解散	**４月　祝日等休日分ごみの翌日振替収集業務実績** (土曜日が祝日の場合は月曜日に収集)	６月　有限会社川西衛生社と改称 7/1　し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 50 円 (うち５円市補助)
52 年	**4/1　あき地等の清潔保持に関する条例施行** 7/3　休日等の犬･猫死体収集開始 (収集は福井衛生社に委託)	4/1　厨芥収集許可手数料改訂 36 ﾘｯﾄﾙ／日まで月額 2,000 円 36 ﾘｯﾄﾙ／日増すごとに月額 1,000 円加算 ・広域圏搬入手数料一部改訂 不燃物･粗大ごみ 0.5t までごとに 500 円	・公衆便所　56 ｶ所 水洗式　30 ｶ所 汲取式　26 ｶ所 清掃は福井衛生社に委託 (汲取は従来から４社に委託)
53 年		5/15　新規委託(中央１・２丁目、大手２丁目の一部を福井衛生社へ委託) 6/1　収集車の後部ステップ撤去	・し尿汲取特別料金許可 (冬季割増料金：1/1～3/31) 18 ﾘｯﾄﾙにつき 55 円 10/1　し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 70 円 (うち 10 円市補助)
54 年		4/1　一般の処理を要しない区域告示(川西地区９町) ・西藤島地区(海老助町ほか７町)の可燃物を週２回に増加(これにより委託地区は全区週３回になった。)	・し尿汲取特別料金許可 (冬季割増料金：1/1～3/31) 18 ﾘｯﾄﾙにつき 80 円 (うち 10 円市補助)

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	7/1　東郷地区（４町）、大安寺地区（全町）の可燃物を週２回に増加		
55 年	４月　東山センターに古畳切断機を設置 ５月　一般家庭の古タイヤ臨時収集及び南江守への自己搬入受付開始 **9/18　空き缶、空き瓶収集のモデル事業実施** （日之出地区で毎月第３木曜日に缶類、カレットガラスのリサイクル収集のモデル事業実施 委託事業者が収集を行う。積雪期は休止） 11/1　南江守センター管理棟使用開始（鉄骨建 632 ㎡）	**４月　一廃許可業者の可燃物の搬入手数料を徴収** ６月　広域圏破砕機を毎月第１・第３土曜日停止（搬入も停止） 10/1　足羽支所（全区）と川西支部（一部）等の可燃物を週２回に増加。同時に不燃物のみ収集地区の一部で、可燃物週１回収集を実施	・し尿汲取特別料金（冬期料金）は昨年と同じ。 10/1　し尿汲取料金改定 18 ﾘｯﾄﾙにつき 90 円 （うち 15 円市補助）
56 年	5/8　南江守ｾﾝﾀｰ焼却炉焼却停止稼働焼却施設は東山センターと広域圏センターの２ｶ所 ８月　南江守センター焼却炉煙突撤去 10/20　宝永地区で毎月第３火曜日に缶類、カレットガラスのリサイクル実施（積雪期は休止）、廃品回収業者が収集 12/12　南江守センターに貯蔵庫建設	1/1　厨芥週収集許可手数料改訂 36 ﾘｯﾄﾙ／日まで月額 2,600 円 36 ﾘｯﾄﾙ／日増すごとに月額 1,300 円加算 5/11　東山センター焼却作業３班２直制で実施。平日 18 時間（土曜日 9 時間）	4/1　し尿汲取料金等改定 ・冬季割増料金（1/1～3/31） 18 ﾘｯﾄﾙにつき 105 円 （うち 15 円市補助）
57 年	１月　年始の清掃業務を 4 日から開始（昨年までは 5 日から） **6/14～17** **「ごみの中からこんなもの展」開催　（於：市民ホール）** ７月　南江守センターにカレット・ガラスのストックヤード建設 **８月　直営による缶類、カレットガラスのリサイクル開始** 第１月曜日（杉の木台一帯） 第２月曜日（運動公園一帯） 第３水曜日（橋南足羽地区） ９月　南江守焼却炉解体	２月　広域圏破砕機改良工事竣工（ｱﾙﾐ選別機、焼却場への可燃ごみ直送コンベア） ・散乱あき缶等調査 ［国道・市道３地区で調査（１・２回とも同じ場所）］ 第１回：6/9、第２回：9/22 ９月　環境衛生週間の行事として、散乱あき缶等の調査のほか２１日に「ﾎﾟｲ捨て防止」ﾎﾟｽﾀｰ入りﾎﾟｹｯﾄﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰを街頭、ｶﾞｿﾘﾝ・ｽﾀﾝﾄﾞ、駐車場で配布 10 月 川西・国見・殿下・東安居・西安居の可燃ごみ週１回地区を週２回に増加	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		（これに伴いこの地区に限り祝日等休日分の翌日振替収集業務を中止） 他地区は翌日振替収集を継続 11 月 鷹巣等の可燃ごみ週１回収集開始（従来は不燃性ごみの収集）	
58 年	4/1　福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 10 条（一般廃棄物処理手数料）の一部を改正 4/15　南江守センター敷地買収 取得価格 402,143,706 円 （それまでは借地） 6/13～15 「ごみの中からこんなもの展」開催　（於：市民ホール）	６月　散乱あき缶等調査（昨年の３ヶ所の外に４ヶ所） ９月　環境衛生週間行事として昨年と同じく散乱あき缶等調査と、ﾎﾟｹｯﾄﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰ配布	10/1　し尿汲取料金改定 ・し尿汲取料金 18 ﾘｯﾄﾙにつき 105 円 （うち 15 円市補助）
59 年	**３月　空きびん収集手法の改善** 空きびんを４色（白・青・茶・黒）に分けて収集を開始。 なお、リサイクル日（空き瓶収集日）にはその他の不燃ごみは収集しないこととする。 **４月　生ごみ処理容器設置事業補助金の創設**（1 個 2,000 円） 10/24～26 全都清（秋季）評議員会開催 **12 月　有価物回収還元金交付要綱の制定**	７月　東山センター焼却炉の排ガス処理施設備改良工事完成 ８月　小・中学校を拠点として「廃乾電池類」を収集するための「回収容器」を配布 10 月　２ヶ月に１回定期収集 （「回収容器」が満杯になったときは随時収集。）	・し尿汲取料金等改定 ・冬季割増料金（1/1～3/31） 18 ﾘｯﾄﾙにつき 120 円 （うち 15 円市補助） 4/1　し尿投入処理料金改定 （180 ﾘｯﾄﾙにつき 25 円） （旧料金 180 ﾘｯﾄﾙにつき 15 円）
60 年	４月　ごみ収集業務の民間委託拡大 ４月　リサイクル開始（みのり地区） 6/10～12 「ごみの中からこんなもの展」開催 8/1　清掃事務所労働安全衛生委員会設置規定の全部改正	３月　埋め立て地環境整備 4/1　東山センター焼却場３直制実施 ６・９月 散乱あき缶等の実態調査 ７月　保育園に廃乾電池回収容器配布	10/1　浄化槽法の制定に伴い、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の条文の整備
61 年	3/1　新ごみ焼却場建設のため環境アセスメント調査開始 ３月　新炉基本計画策定 ４月　リサイクル開始（商工、京福、新種池、希望ヶ丘、社北地	3/10　東山センター電気集塵機完成 6/9　散乱空き缶等の実態調査	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	区） 6/9～11 「ごみの中からこんなもの展」開催 9/16　新炉建設に伴う岡保地区との協議事項合意に達す		
62年	2/29　環境アセスメント調査完了 4/1　福井市廃棄物の処理に関する条例（一般廃棄物処理手数料）の一部改正 クリーンセンター建設事務所開設 6/24　福井市クリーンセンター起工 9/24　「くうかん鳥」設置 ﾌｪﾆｯｸｽﾌﾟﾗｻﾞ・ｲﾍﾞﾝﾄ広場に３基設置	**２月　ごみ収集基本方針（５分別収集）確立** ３月　東山センター４号炉改造工事完了 5/26　焼却灰、中竜鉱山廃坑へ再搬開始 7/5　分別収集用全戸配布用リーフレット作成 7/23　東藤島地区 995 世帯及び中藤島地区 3 町内 103 世帯で５分別収集開始 ８月　煙突補修工事 **10/22 円山・啓蒙・上北野の各地区 4,337 世帯で、「５分別収集」開始**	
63年	6/13～15 「ごみの中からこんなもの展」開催 **7/8　福井市ごみ対策地区推進員 186 名を委嘱** 8/24　全都清廃棄物処理実務研修会開催 8/31　福井市ごみ対策地区推進員代表者研修会開催 9/30　スプレー缶穴あけ器具を市内全世帯に配布（約 80,000 本） ４月、10 月 くうかん鳥抽選会 じん肺健康診断実施	３月末日、東山センター３号炉改造工事完了 4/1　順化・照手・光陽・豊岡の各地区 3,800 世帯で「５分別収集」開始 4/8　田原・春山・花月・乾徳の各地区 3,875 世帯で「５分別収集」開始 8/4　川西・東郷（一部）の各地区 2,800 世帯で「５分別収集」開始 8/18　大安寺・殿下・国見・河合・一光・清明（一部）の各地区 2,868 世帯で「５分別収集」開始 12/18　焼却炉補修工事完了 12/19　大宮・文京の各地区 4,377 世帯で「５分別収集開始」 12/24　北陸精巧舎、宮下ﾋﾞﾙ管理、（株）ｸﾘｰﾝﾏｽﾀｰを許可者に認可（ごみ許可業者数６社）	
平成元年	4/1　消費税の導入に伴う福井市廃棄物の処理及び清掃に関す	4/3　麻生津・清明・木田・南江守・南居・合谷の各地区 1,833 世	4/1　し尿汲取料金等改定 ・し尿汲取料金

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	る条例第 10 条(一般廃棄物処理手数等の)一部改正 ・福井市ごみ対策地区推進員の追加委嘱　(194 名) 4/10　観光地の公衆トイレ(汲取式)15 ヵ所定期清掃開始 4/17　公園施設の公衆トイレ(汲取式) 9ヵ所及び公園施設の公衆トイレ(汲取式)49 ヵ所定期清掃開始 5/11　ごみ対策地区推進員研修会の開催 5/13　中竜鉱山環境アセスメント調査委員会設置 6/5～7 「ごみの中からこんなもの展」開催 ８月　「東山センターごみ焼却施設精密機能検査報告書」提出 10/13～17 市制 100 周年記念事業 「100 くらしと健康展」にごみｺｰﾅｰ設置　ｽﾃｰｼｮﾝ看板配布 ４月、10 月　「くうかん鳥抽選会」の開催	帯で「５分別収集」開始 4/10　一乗・上文殊・文殊・六条・東郷(残)の各地区 2,357 世帯で「５分別収集」開始 4/24　西藤島・日新・西安居・東安居・幾久・二の宮 1～5 丁目・町屋1～3丁目・大願寺1～3丁目の各地区 5,192 世帯で「５分別収集」開始 ５月　煙突補修工事 ６月　散乱あき缶等調査 8/2　社南地区 1,600 世帯で「５分別収集」開始 8/9　明新地区 2,400 世帯松本地区 300 世帯で５分別収集開始 8/16　社北地区 1,800 世帯、東安居地区 900 世帯で５分別収集開始 ９月　散乱あき缶等調査 11 月　直営定期収集体制 (14 班→15 班に)	18 ﾘｯﾄﾙにつき 120 円 (うち 15 円市補助) ・冬季割増料金 (1/1～3/31) 18 ﾘｯﾄﾙにつき 135 円 (うち 15 円市補助)
2 年	3/26　中竜鉱山環境アセスメント調査委員会「福井市クリーンセンターの焼却灰を中竜鉱山採掘跡空洞で処分することに関する環境アセスメント調査報告書」提出 6/4～6 「第 9 回ごみの中からこんなもの展」開催 ６月、10 月　「くうかん鳥抽選会」の開催	4/1　直営定期収集体制 (15 班→16 班に) 資源ごみの容器配布 直営リサイクル地区の収集 ８月　全地区５分別収集完了 **空きびん・空き缶の分別収集開始** 医療廃棄物処理フロー作成 ６月、９月　散乱あき缶等実態調査 10/1　直営定期収集体制 (16 班→18 班に) 3/31 東山埋立地使用停止	**３月「福井市し尿処理施設基本計画策定調査報告書」提出** ・「福井市境浄化センターし尿投入所精密機能検査報告書」提出 4/1　合併処理浄化槽設置費補助制度の施行
3 年	4/1　東山センター廃止 未収集地区解除 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(法の改正)	**4/1　クリーンセンター稼動** 炉形式:全連続燃焼式流動床炉 処理能力：345t／日 (115t/24h×3 炉) **・古紙等回収奨励金制度開始**	4/1　許可業者 2 社になる 福井環境事業(株) (株)相互環境公社

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	4/24 福井市ごみ対策地区推進員委嘱　（第２期：200 名） 6/3～4 「第 10 回ごみの中からこんなもの展」開催 ６月、10 月　「くうかん鳥抽選会」の開催	**5/1　指定ごみ袋モデル実験事業** 啓蒙地区で燃やせるごみ用袋を配布 ６月、９月　散乱あき缶等実態調査 10/1　直営定期収集体制 （18 班→20 班に） 12/6　空き缶処理施設着工	
4 年	6/1～2 「第 11 回ごみの中からこんなもの展」開催 ６月、10 月　「くうかん鳥抽選会」の開催	**4/1　資源ごみの定期収集開始** ・資源ごみ及び特殊ごみの収集日を水曜日とする（水・土地区の廃止） あきびん月 1 回（委託収集） あき缶　月 2 回（直営収集） **・祝・休日の振替収集の廃止** **・金属が逆有償化になる** **・空き缶選別処理棟の完成、稼動** ６月、９月 散乱あき缶等実態調査	4/1　し尿汲取料金等改定 ・し尿汲取料金 18 ﾘｯﾄﾙにつき 135 円 （うち 20 円市補助） ・冬季割増料金（1/1～3/31） 18 ﾘｯﾄﾙにつき 15 円
5 年	4/1　福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正 6/14～15 「第 12 回ごみの中からこんなもの展」開催 ６月、10 月　「くうかん鳥抽選会」の開催	6/1　粗大ごみ手数料改定 ６月、９月 散乱あき缶等実態調査	2/1　新し尿投入所建設着工
6 年	4/19　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第３期：200 名） 4/30　くうかん鳥（空き缶回収）廃止 6/13～14 「第 13 回ごみの中からこんなもの展」開催 6/15　「くうかん鳥抽選会」（最終） 7/1　福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（廃棄物の減量等推進会議の設置） 9/27～28 「第 14 回ごみの中からこんなもの展」開催 **10/1　機構改革により生活環境部改め市民生活部環境事務所と**	2/22　粗大ごみ処理庫完成 ６月、９月 散乱あき缶等実態調査 11/10　空き缶破袋機完成	**4/1　境浄化ｾﾝﾀｰし尿投入所稼働** 処理量 170kl／日

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	なる （環境対策課、清掃清美課、収集資源センター、クリーンセンター） **10/7　福井市廃棄物減量等推進会議委員委嘱（17 名）**		
7 年	4/1　有効微生物用容器による生ごみ処理容器補助金創設（1 個 2,000 円） 6/12～13 「第 15 回ごみの中からこんなもの展」開催 10/17～18 「第 16 回ごみの中からこんなもの展」開催 12/25 「福井市廃棄物減量等推進会議」から、ごみ減量化や分別化推進のため半透明のごみ袋指定制度導入の報告書を市長に提出	5/18　直営定期収集体制 （20 班→18 班に） ６月、９月 散乱あき缶等実態調査 **10 月　福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター完成** **12 月　毎月第２日曜日の粗大ごみの搬入開始**（収集資源センター クリーンセンター） ・フロン回収	
8 年	6/10～11 「第 17 回ごみの中からこんなもの展」開催 **7/1　福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正（指定袋、手数料等）** 10/1　福井市廃棄物の処理及び清掃に関する規則全部改正（指定袋、粗大こみ手数料等） 10/7～8 「第 18 回ごみの中からこんなもの展」開催 **11/1　福井市指定ごみ袋制度開始** **12/25　福井市あき缶等の散乱及びふん害の防止に関する条制定**	**１月　毎月第２日曜日の粗大ごみ搬入開始** （福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター） ９月　散乱あき缶等実態調査	4/1　し尿汲取料金等改定 ・し尿汲取料金 18 ﾘｯﾄﾙにつき 150 円 （うち 20 円市補助） ・冬季割増料金（1/1～3/31） 18 ﾘｯﾄﾙにつき 15 円
9 年	**4/1　福井市指定ごみ袋制度完全実施** 4/23　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第４期：200 名） 6/17～18 「第 19 回ごみの中からこんなもの展」開催 **10/1　福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施**	**1/1　粗大ごみ手数料改定** ９月　散乱あき缶等実態調査 **10 月　ペットボトル資源回収モデル事業開始** （一乗・社西・東郷・西藤島・森田地区） 12/10　収集資源センター管理棟増築工事完成	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	行 （チラシ･携帯用灰皿街頭配布） 10/6～7 「第 20 回ごみの中からこんなもの展」開催 **＊「ごみ処理基本計画」策定**		
10 年	6/8～10 「第 21 回ごみの中からこんなもの展」開催 10/31 生ごみ処理容器設置事業補助金制度の廃止	９月　散乱あき缶等実態調査 10/1　ポイ捨て･ふん害防止条例施行１周年記念行事（重点区域内現場踏査） **・ペットボトル資源回収を市全域で実施**	**4/1　し尿投入所施設管理業務を清掃清美課に移管** 合併処理浄化槽設置費補助基準額改正
11 年	6/21～22 「第 22 回ごみの中からこんなもの展」開催 9/21　電気式生ごみ処理機補助制度施行（4 月 1 日以降購入から対象）	４月　直営定期収集体制 （18 班→15 班） ・クリーンセンターのダイオキシン対策工事始まる。 ９月　散乱あき缶等実態調査	
12 年	4/23　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第５期：200 名） 6/9・12 「第 23 回ごみの中からこんなもの展」開催	９月　散乱あき缶等実態調査	
13 年	4/1　家電リサイクル法の施行 （エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を収集･処理対象外とする）	９月　散乱あき缶等実態調査 **10 月　新分別収集モデル事業開始段ボール･その他紙製容器及び白色食品トレー（プラスチック製容器包装）を資源として収集を開始する** （宝永･河合･東郷の３地区）	６月　設置基準等の見直しにより、市の汚水処理構想の見直し（基本計画）に着手 （早期の汚水処理率 100%をめざす）
14 年	4/1　環境政策課内に「資源循環型社会推進室」設置 11/20　福井市廃棄物減量等推進会議　「新分別の報告」	10 月　直営定期収集体制の再構築 （15 班→13 班に）	
15 年	4/1　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第６期：200 名） ・非電気式生ごみ処理機補助制度施行 ６月　「福井市の一般廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための効果的な方策に関する調査研究結果」報告書作成 ７月　リサイクル戦隊「ワケルン	３月　クリーンセンターダイオキシン対策工事完了 **４月　全市一斉に、新分別収集開始** **（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装、ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ・紙製容器分別収集）** これらのごみの分別収集実施により，ごみ総量にて 4,260 トン減少した。（１４	**４月　し尿事務、合併処理浄化槽設置費補助事業、下水道部へ移管**

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	ジャー」、円山保育園・文京保育園・東藤島保育園に出動 ９月　「福井市ごみ削減・リサイクル推進アクションプラン(行動計画)素案」まとまる	年度比) 空き缶、ペットボトルの中間処理を民間に委託 10 月 新形状の家庭用指定ごみ袋の販売開始	
16 年	3/31　電気式生ごみ処理機購入費補助制度廃止 ４月　動物の死体処理の民間委託 ・福井市で全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会開催 **7/18　福井豪雨** 10月　台風23号に伴う水害被災自治体の支援を実施 宮津市（10/28)、豊岡市（10/29) 舞鶴市（10/30～10/31）	４月　家電リサイクル法の改正 （冷凍庫を収集・処理対象外とする） ・資源有効利用促進法の施行により、廃パソコンを収集・処理対象外とする ・家庭用指定袋で、３色化試行開始 ５月　資源回収拠点モデル事業開始 ・小売店にプラスチック製容器包装及び紙製容器の回収箱を設置する ・プラスチック製容器包装を市が収集する ・モデル事業はハーツ羽水店	
17 年	8/15・16　リサイクル戦隊「ワケルンジャー」　愛・地球博に出動	3/31　中竜鉱山廃坑への搬入終了（総搬入量 136,000m3） ４月　直営定期収集体制の再整備（13 班→11 班に） ・空き缶収集業務の一部委託 ・収集資源センターでの燃やせる粗大ごみの受入を開始 資源回収拠点事業開始 （ハーツ羽水店、Ａコープやしろ店、Ａコープ堀の宮店） 焼却灰、勝山市処分場に搬入（～17/12）	
18 年	2/1　足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町と合併 3/31　生ごみ処理機（非電気式）購入費補助制度廃止 4/18　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第７期：224 名）	１月　焼却灰、民間処分場（草津町）へ搬出 ４月　直営定期収集体制の再整備（11 班→10 班に）	2/1　し尿投入所　旧美山町の収集汚泥受入開始 し尿収集運搬手数料改定 18 リットルまでごとに 168 円 （20 円補助金廃止） し尿及び浄化槽汚泥処理手数料 18 リットルまでごとに 26.25 円

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
19年	3/31、4/1 能登半島地震に伴う被災自治体への災害応援出動（穴水町・輪島市）職員19名 8/6～11　　10/9～20 新潟県中越沖地震に伴う被災自治体への災害応援出動（柏崎市）職員延べ43名	２月　ハニー麻生津店にて資源回収拠点事業開始 ３月　アルプラザベル店にて資源回収拠点事業開始 ４月　美山・越廼・清水区域においてプラ容器包装の分別収集を開始 ７月　美山・清水区域において段ボール・紙製容器の分別収集を開始 （越廼区域は、段ボールは合併以前より分別収集している）	
20年	３月　リサイクル推進啓発用ビデオ制作(リサイクル戦隊　ワケルンジャー　リターンズ) 「クリーンセンター精密機能検査」の実施	４月　紙パック分別収集及び資源回収を市全域で実施 越廼区域において紙製容器の分別収集開始 ７月　ハーツ学園店にて資源回収拠点事業開始	3/31　丹生衛生管理組合解散 4/1　旧越廼村・旧清水町のし尿収集運搬手数料統合 し尿投入所　旧越廼村・旧清水町の収集汚泥受入開始
21年	３月　「一般廃棄物ごみ処理基本計画」策定 4/1　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第８期：163名） ５月　収集資源センターにて環境学習会開始 １２月　「循環型社会形成推進地域計画」策定	4/1　プラスチック製容器包装の品目拡大、出し方緩和 隔週収集から毎週収集へ 4/1　美山区域の可燃ごみについてクリーンセンターへ搬入を開始	4/1　家電リサイクルの対象品の追加（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）
22年	３月　「一般廃棄物ごみ処理基本計画」一部改定 １２月　「循環型社会形成推進地域計画」変更	３月　くみあいマーケット東郷店にて資源回収拠点事業開始 ７月　蛍光灯の分別収集開始 10/15　ポイ捨て防止啓発街頭活動 １２月　福井市クリーンセンター長寿命化計画策定	
23年	８月　不法投棄防止監視カメラ及び看板設置 9/16～18 台風 12 号に伴う被災被災自治体への災害応援出動（和歌山県那智勝浦町）職員６名 10/19　東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故で被災した福島県双葉地方広域市町村圏組合に、ごみ収集用２ｔトラックを譲与	４月　ライターの出し方変更（不燃の日に別袋にして出す） ４月　収集資源センターにて資源ごみ回収拠点ステーション設置	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
24年	3/1　福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例における重点区域の範囲拡大 （52.8ha→73.3ha） 4/1　福井市環境美化地区推進員委嘱　（第９期：171名 ごみステーション設置補助制度創設	2/29　ポイ捨て防止啓発街頭活動 ３月　クリーンセンター大規模改修工事開始 3/27　ポイ捨て防止啓発街頭活動 ４月　収集資源センターにて小型家電等回収ボックス設置 12月　ごみの分け方・出し方早見表の広告掲載制度開始 ふくい ㊐エコ事業所募集開始	
25年		３月　資源物回収拠点「わけるば」開設（㈱増田喜福井営業所、福井環境事業㈱二日市リサイクルセンター） ４月　事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱に基づく多量排出事業所３Ｒ推進制度の試行開始 ５月　事業所用指定ごみ袋の広告掲載制度開始 10月　市役所本館、クリーンセンターに使用済み小型家電回収ボックスを設置	
26年	２月　「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改訂し、「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画」として名称を変更	３月　クリーンセンター、ごみ発電の余剰電力を試験的に売電開始 3/25　ポイ捨て防止街頭啓発 ４月　ハーツ学園店及び羽水店における資源回収拠点を休止 ６月　美山・越廼・清水総合支所において、使用済み小型家電の回収を開始	

環境事務所
所在地・電話番号一覧

部　　署	電話番号	ＦＡＸ番号	郵便番号	所 在 地
	市外局番（0776）			
環境事務所長 （環境課 内）	20－5398	―	910－8511	福井市大手３丁目10－1
清 掃 清 美 課	20－5377	20－5754	〃	〃
収集資源センター	35－0052	35－0813	918－8032	福井市南江守町2－1
クリーンセンター	53－8999	54－6010	918－8215	福井市寮町50－41

平成２６年１０月発行

清 掃 事 業 概 要（本編）

発行　　福井市市民生活部 環境事務所 清掃清美課

〒910-8511　福井市大手３丁目１０番１号

TEL　　（０７７６）２０－５３７７
FAX　　（０７７６）２０－５７５４

この本の本文用紙は再生紙を使用しています。